

PPP/PFI事業をめぐる 最近の動向

令和元年7月23日



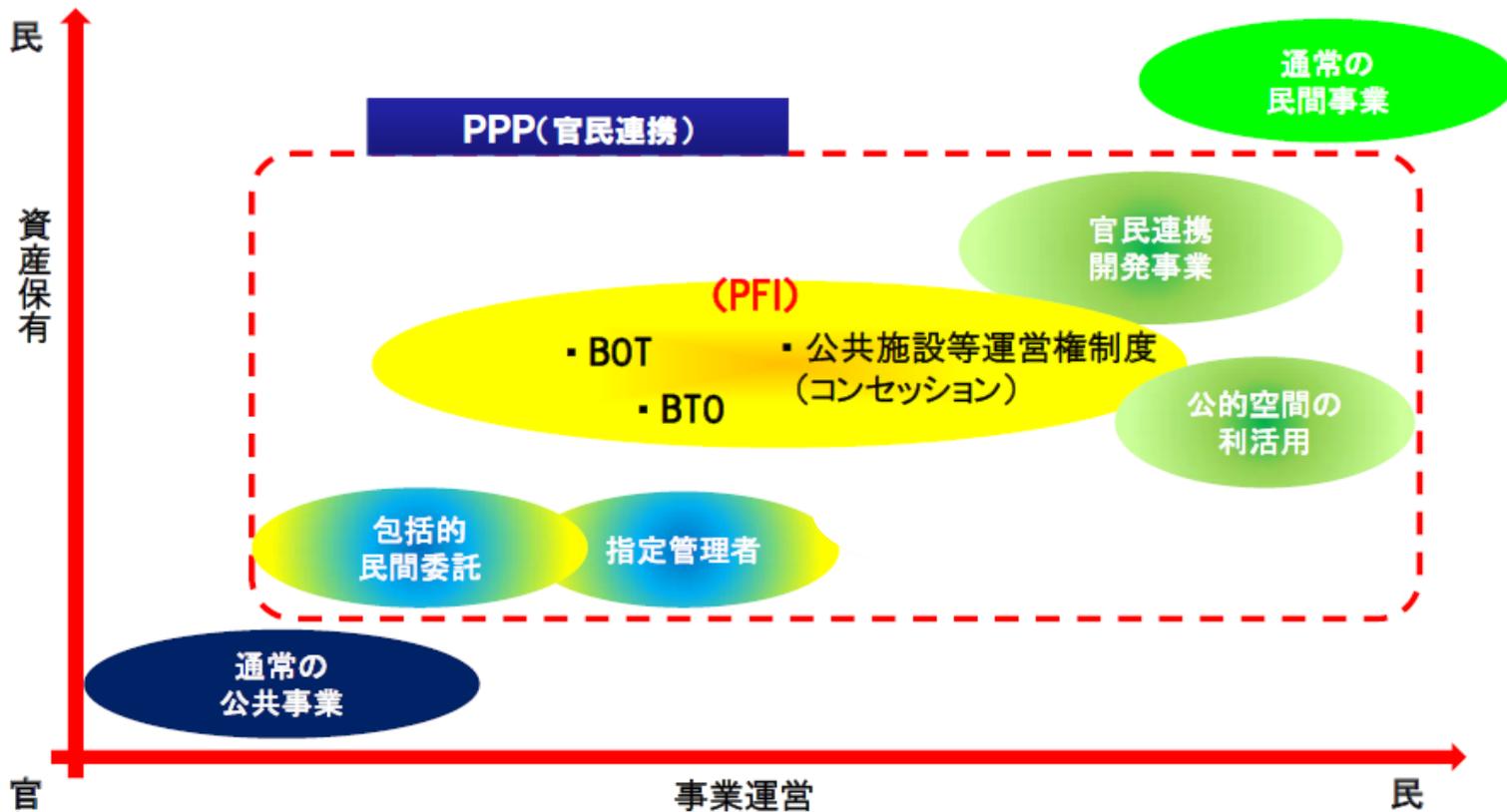
内閣府 民間資金等活用事業推進室

企画官 宇根 寛

1. PPP／PFIとは

PPP/PFIとは

- PPP (Public Private Partnership) :
公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図るもの
- PFI (Private Finance Initiative) :
PFI法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

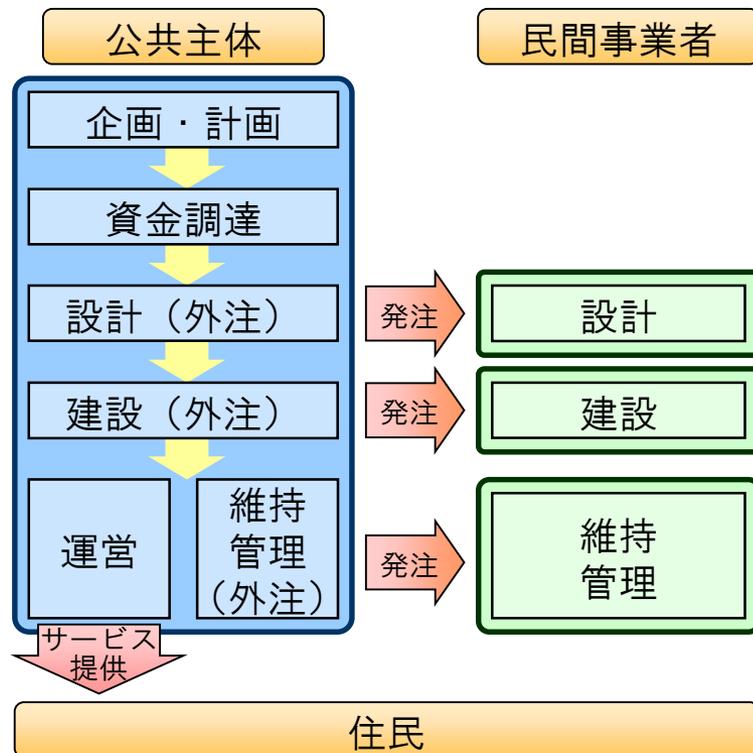


PFIの概要

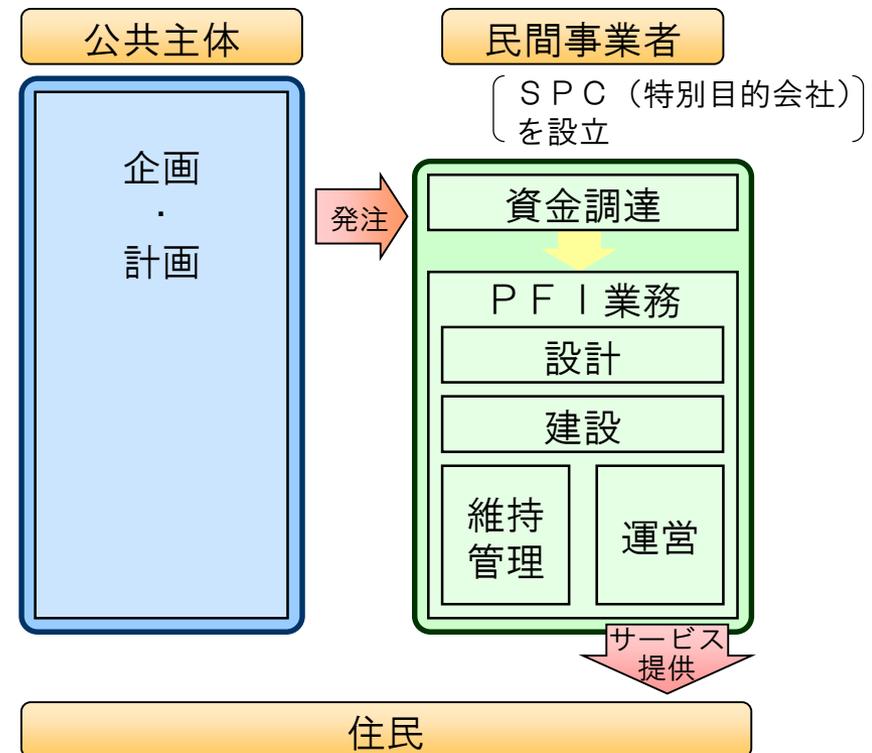
- PFIとは、公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、同一水準のサービスをより安く、又は、同一価格でより上質のサービスを提供する手法。

■ 従来型公共事業とPFI事業の違い

従来型公共事業



PFI事業



PFI事業の類型

■ P F I 事業の類型

サービス購入型



選定事業者は、対象施設の設計・建設・維持管理・運営を行い、公共部門は選定事業者が受益者に提供する公共サービスに応じた対価(サービス購入料)を支払う。選定事業者のコストが公共部門から支払われるサービス購入料により全額回収される類型である。

独立採算型



選定事業者が自ら調達した資金により施設の設計・建設・維持管理・運営を行い、そのコストが利用料金収入等の受益者からの支払いにより回収される類型をいう。この場合、公共部門からのサービス購入料の支払いは生じない。但し、公共部門により施設整備費の一部負担や事業用地の無償貸付が行われる場合もある。

混合型



収益型事業(混合型/独立採算型)

収益型事業

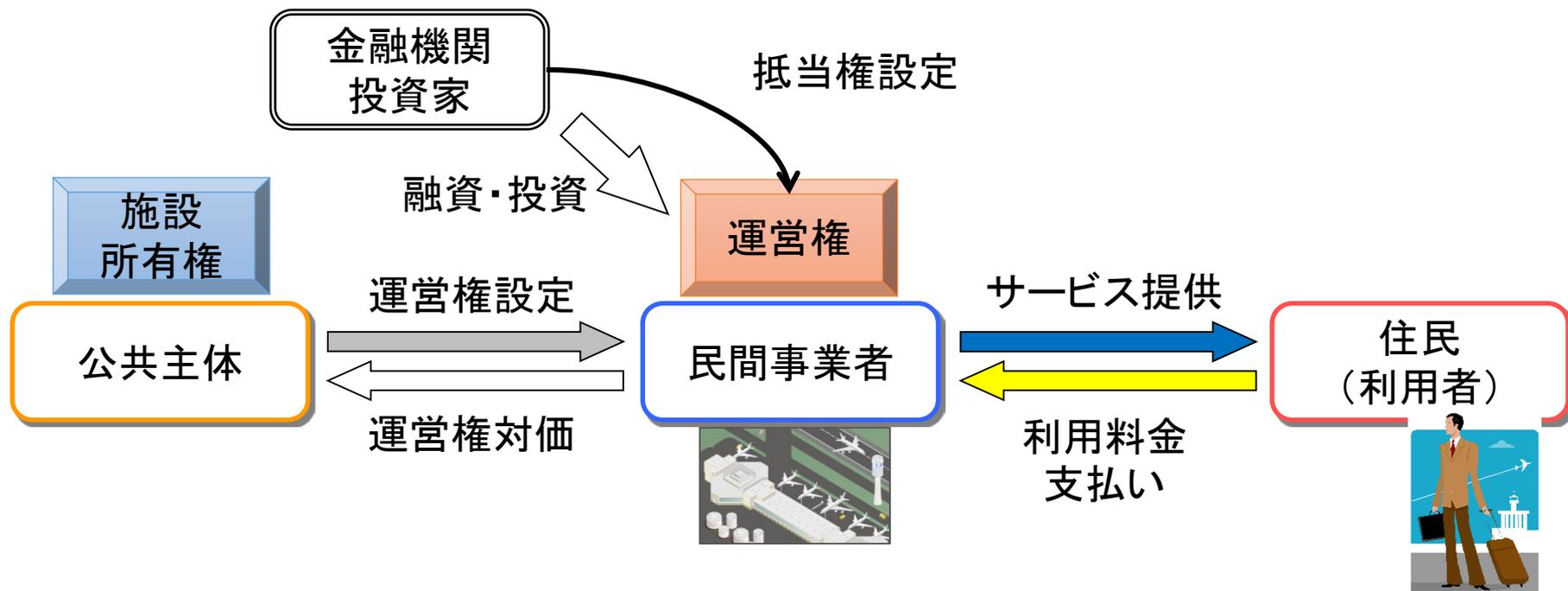
- ・利用料金収入が発生する公共施設の運営を実施するにあたり、民間事業者が直接利用料金を収受する事業(利用料金収入型)、公共施設及び公共施設に併設される民間施設の運営を民間事業者が行う事業(民間収益施設併設型)。

収益型事業の類型

| ①利用料金収入型 | ②民間収益施設併設型 | |
|---|---|--|
|  | <p>(i) 附帯事業パターン</p>  | <p>(ii) 余剰地等活用パターン</p>  |
| <ul style="list-style-type: none"> ・利用料金収入型は、スポーツ施設、博物館等、利用料金収入が発生する公共施設の運営において、民間事業者が利用料金を収受するとともに一定の裁量を持ち、創意工夫を行いながら事業の効率化やサービスの向上等を図り、利用料金収入の増加及び公的負担の抑制を期待するものである。 | <ul style="list-style-type: none"> ・民間収益施設併設型(附帯事業パターン)は、公共施設の運営と親和性の高い事業を公共施設の運営と一体的に実施することにより(附帯事業)、相乗効果の発揮、事業の効率化や公的負担の抑制を期待するものである(副産物を生成し、その売却益を公費負担の抑制に充てている例もある)。 ・附帯事業として、公共施設に併設されたレストランや食堂、売店等が想定される。 | <ul style="list-style-type: none"> ・民間収益施設併設型(余剰地等活用パターン)は、公共施設の整備により発生する余剰地・余剰容積等を民間事業者に売却・賃貸等をして活用させ、その対価収入等を公共に還元することで公共の負担を削減するとともに、公共事業の更なる効率化や余剰地等活用による事業と公共事業の相乗効果の発揮を期待するものである。 ・公共施設の集約化・再配置等により生じた公有地で実施する収益事業等が想定される。 |

コンセッション方式とは

- ・利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。
(平成23年PFI法改正により導入)
- ・公的主体が所有する公共施設等について、民間事業者による安定的で自由度の高い運営を可能とすることにより、利用者ニーズを反映した質の高いサービスを提供。



2. PPP／PFIの活用が 求められる背景

PFIの経緯

平成4年(1992)に誕生

サッチャー政権以降のイギリス

公共投資の水準維持と財政健全化の
両立を図る新しい公共調達的手法

(社会資本整備、公共サービス提供)

日本では、広義の行財政改革の一手法として、

また、厳しい財政下での社会資本整備を進める新しい手法として注目



平成11年7月、議員立法によりPFI法が成立

PFIの目的

従来、国や地方公共団体が行ってきた公共施設の整備や公共サービスを
民間事業者に委ねることにより

- ・ 財政負担を減らし、
- ・ 施設・サービスをより効率的なものとする

PFIの効果

- ① 低廉・良質な公共サービスの提供
 - ② 公共サービス提供の際の行政の関わり方の改善
 - ③ 民間の事業機会の創出
- ⇒ 経済の活性化への貢献

公共施設の老朽化(維持管理・更新費の推計結果)

- 予防保全の考え方によるインフラメンテナンスの実施を基本として、近年の取組の実績や新たな知見等を踏まえ、国土交通省所管分野における今後30年後までの維持管理・更新費を推計。
- 長期的な費用の増加の程度は、20年後、30年後ともに約1.3倍となる見込み。その間、26年後に最大の1.4倍(7.1兆円)となる。また、今後30年間の維持管理・更新費の合計は、176.5～194.6兆円程度となる。
- 今後、引き続き、新技術やデータの積極的活用、集約・再編等の取組による効率化を図り、持続的・実効的なインフラメンテナンスの実現を目指す。

単位:兆円

| | 2018年度 ^{※1} | 最大値は7.1兆円(26年後(2044年度)時点) 倍率 1.4倍 | | | | 30年間 合計 (2019～2048年度) |
|----------------------|----------------------|-----------------------------------|------------------|------------------|------------------|--------------------------|
| | | 5年後 (2023年度) | 10年後 (2028年度) | 20年後 (2038年度) | 30年後 (2048年度) | |
| 12分野合計 | 5.2 | 5.5 ~ 6.0 | 5.8 ~ 6.4 | 6.0 ~ 6.6 | 5.9 ~ 6.5 | 176.5 ~ 194.6 |
| 道路 | 1.9 | 2.1 ~ 2.2 | 2.5 ~ 2.6 | 2.6 ~ 2.7 | 2.1 ~ 2.2 | 71.6 ~ 76.1 |
| 河川等 ^{※2} | 0.6 | 0.6 ~ 0.7 | 0.6 ~ 0.8 | 0.7 ~ 0.9 | 0.7 ~ 0.9 | 18.7 ~ 25.4 |
| 下水道 | 0.8 | 1.0 ~ 1.0 | 1.2 ~ 1.3 | 1.3 ~ 1.3 | 1.3 ~ 1.3 | 37.9 ~ 38.4 |
| 港湾 | 0.3 | 0.3 ~ 0.3 | 0.2 ~ 0.3 | 0.2 ~ 0.3 | 0.2 ~ 0.3 | 6.0 ~ 8.3 |
| その他6分野 ^{※3} | 1.6 | 1.6 ~ 1.8 | 1.3 ~ 1.4 | 1.2 ~ 1.4 | 1.6 ~ 1.7 | 42.3 ~ 46.4 |

※1 2018年度の値は、実績値ではなく、今回実施した推計と同様の条件のもとに算出した推計値

※2 河川等は、河川・ダム、砂防、海岸の合計

※3 6分野は、空港、航路標識、公園、公営住宅、官庁施設、観測施設

凡例:[]の値は2018年度に対する倍率

(参考)主な推計の実施条件

1. 国土交通省所管12分野(道路、河川・ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、航路標識、公園、公営住宅、官庁施設、観測施設)の国、都道府県、市町村、地方公共団体、地方道路公社、(独)水資源機構、一部事務組合(海岸、下水道、港湾)、港務局(海岸、港湾)が管理者のものを対象に推計。
鉄道、自動車道は含まれていない。このほかに、高速道路6会社は、維持管理・更新費として約19.4兆円(2019～2048年度)を予定。
2. 更新時に、現行基準への適合のための機能向上を実施。
3. 点検・修繕・更新等を行う場合に対象となる構造物の立地条件や施工時の条件等により、施工単価が異なるため、この単価の変動幅を考慮し、推計値は幅を持った値としている。

公的不動産の活用余地①

- 公的不動産の規模は、国内の不動産全体の約4分の1を占めており、企業不動産よりも多い。
- そのうち約4分の3は地方公共団体が保有しており、その利活用に民間活力を導入することによって民間のビジネス機会が拡大し、財政健全化や地域活性化に繋がることが期待される。

公的不動産の規模

不動産(全体)
約2,400兆円^(注1)

企業不動産
約470兆円^(注2)

収益不動産
約208兆円^(注3)

公的不動産
約590兆円^(注4)

地方公共団体
所有不動産
約450兆円^(注5)

(注1)内閣府「国民経済計算」(平成25年度確報)より国土交通省作成 ※建物、構築物及び土地資産額を合計したもの

(注2)国土交通省「土地基本調査」に基づく時価ベースの金額(平成20年1月1日時点)

(注3)PRUDENTIAL REAL ESTATE INVESTORS「A Bird's eye View of Global Estate Markets:2012 update」(円換算)より国土交通省作成

(注4)内閣府「国民経済計算」より国土交通省作成 ※固定資産及び土地の総額(平成25年末時点)

(注5)内閣府「国民経済計算」より国土交通省作成 ※地方公共団体が所有する不動産のうち固定資産の総額は、一般政府の所有する固定資産を総固定

資本形成の累計額(昭和55年度～平成25年度)のうち地方の占める比率で按分したもの

公的不動産の活用余地②

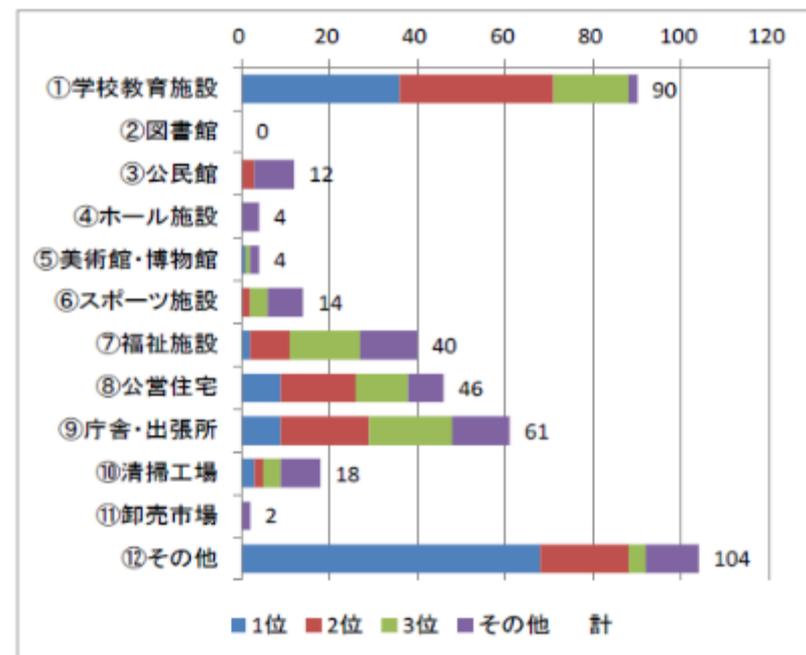
- 地方公共団体等の公的主体においては、都市構造の変化に伴う施設の統廃合、公共施設の老朽化への対応、財政健全化への対応等のために、公的不動産(PRE)の適切かつ効率的な管理、運用が求められている。
- 低未利用の公的不動産を抱える地方公共団体は多く(特に学校教育施設、庁舎等)、民間活力の導入余地は大きい。

公有不動産の利活用状況 (総務省による地方公共団体へのアンケート調査)

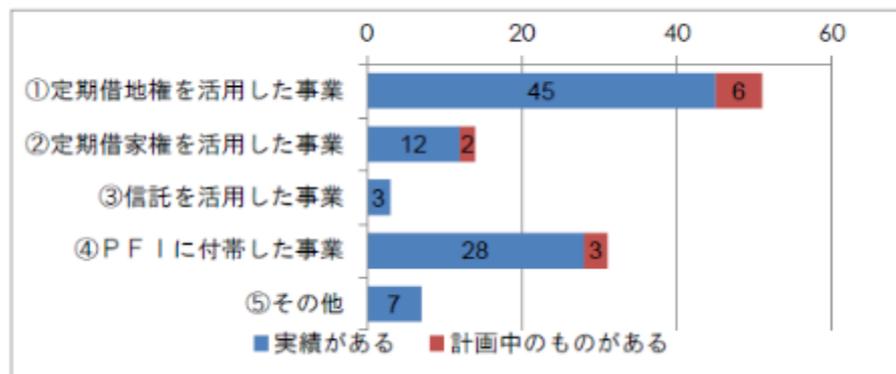
■低未利用の公有不動産の物件数(全体)



■低未利用の公有不動産の物件数(全体)



■公有不動産の有効活用にあたっての民間活力の導入状況



注)未利用又は低利用の公有不動産の従前の用途について、各自治体から物件数の多い上位3位までの用途として回答があったものを集計

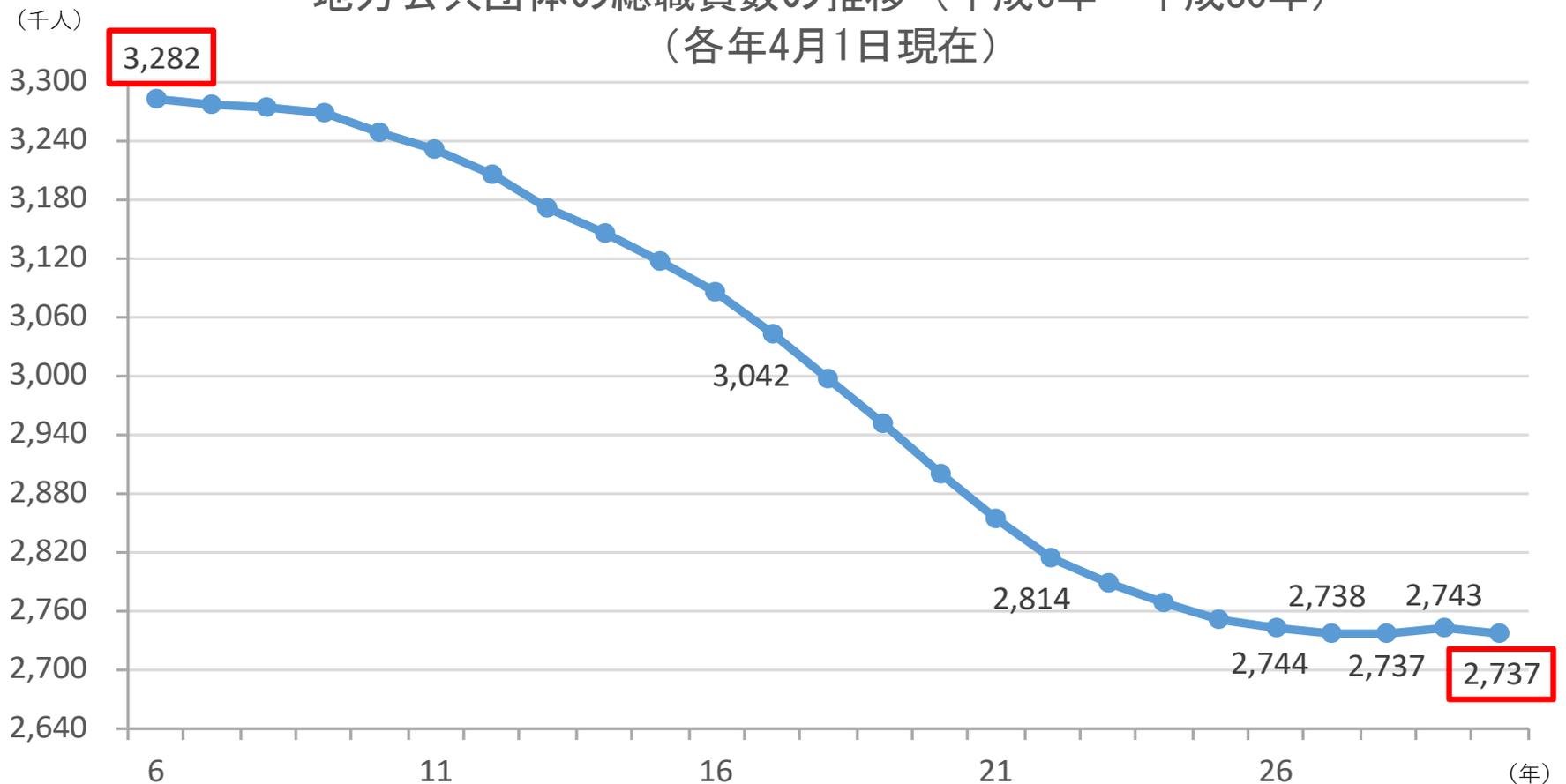
- ・実施時期:平成26年12月17日～平成27年1月16日
- ・調査対象:都道府県、政令指定都市、中核市、特例市、県庁所在地及び特別区(計147地方公共団体)
- ・回答数 :145地方公共団体

総務省 地域力創造グループ地域振興室(平成27年3月)
「地方公共団体における公的不動産と民間活力の有効活用についての調査研究 報告書」より抜粋

公務員の減少

- 総職員数は、対前年比で5,736人減少し、273万6,860人。平成6年をピークとして対平成6年比で約55万人減少。

地方公共団体の総職員数の推移（平成6年～平成30年）
（各年4月1日現在）



3. PFI法について

PFI法の概要

(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号))

目的(第1条)

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与する

対象施設(公共施設等)(第2条)

- 公共施設(道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園等)
- 公用施設(庁舎、宿舎等)
- 賃貸住宅及び公益的施設(教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、駐車場等)
- 情報通信施設、熱供給施設、研究施設等
- 船舶、航空機、人工衛星等

公共施設等の管理者等(第2条)

- 各省各庁の長(衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長含む)
- 地方公共団体の長
- 独立行政法人、特殊法人その他の公共法人

基本方針(第4条)

特定事業の実施に関する基本的な方針(閣議決定)

事業の実施

実施方針の策定・公表(第5条)

民間事業者
による提案
(第6条)

特定事業の選定(第7条)

※VFM評価(第11条第1項)

民間事業者の選定(第8条)

※総合評価方式が原則(第11条第2項)

選定事業者 - 選定事業の実施(第14条)

公共施設等運営権方式(第16条)

利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を公共施設等の管理者等が有したまま、運営権を民間事業者を設定する方式

支援措置等

- ワンストップ窓口制度(第15条の2)
- 国の債務負担5年→30年(第68条)
- 行政財産の貸付け(第69条、第70条)
PFI事業に供するため、国・地方の行政財産(土地・建物等)の貸付けが可能
- 国公有財産の無償使用等(第71条)
PFI事業に供するため、国公有財産の無償・低廉な対価での使用が可能
- 公務員の退職派遣制度(第78条、第79条)
公共施設等の運営等に関する専門的ノウハウ等を有する公務員を公共施設等運営権者に退職派遣させる制度
- 公共施設等運営権者が指定管理者を兼ねる場合における地方自治法の特例(第23条第3項、第26条第5項)
公共施設等運営権制度と指定管理者制度を併用する場合の事務の煩雑さを軽減
- 上下水道事業におけるに係る旧資金運用部資金等の繰上償還に係る補償金の免除(附則第4条) 等

株式会社民間資金等活用事業推進機構(第31条～第67条)

利用料金を自らの収入として徴収する公共施設等の整備等に対して出融資等を実施

PFI推進会議(第83条)

会長:内閣総理大臣 委員:国務大臣
基本方針の案の作成、関係行政機関相互の調整

PFI推進委員会(第85条)

委員:学識経験者から内閣総理大臣が任命(9名)
基本方針の審議、PFIの実施状況の調査審議

PFI法の改正経緯

平成11年 PFI法成立

平成13年 PFI法改正

- 行政財産の貸付
 - ・ 公共施設等の整備等の場合:PFI事業者に対する貸付
 - ・ 民間施設を合築する場合:PFI事業者に対する貸付
- 公共施設等の管理者等の範囲の拡大
 - ・ 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長を付加

平成17年 PFI法改正

- PFI事業が良好な公共サービスを提供するものであることを明確化
- 行政財産の貸付の拡大
 - ・ 民間施設を合築する場合:民間施設の部分をPFI事業者から譲渡された第三者への貸付
 - ・ 民間施設を併設する場合:民間施設がPFI事業の実施に資する場合の貸付

平成23年 PFI法改正

- 対象施設の拡大:賃貸住宅、船舶・航空機、人工衛星等を追加
- 民間事業者による提案制度の導入:民間事業者による実施方針策定の提案
- 技術提案制度:高度な技術提案を踏まえることを規定
- 公共施設等運営権方式の導入:利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式の導入

平成25年PFI法改正

- 官民連携インフラファンドの創設
 - ・ 公共施設等運営事業等への金融支援を行う(株)民間資金等活用事業推進機構の設立

平成27年PFI法改正

- 公共施設等運営権者への公務員の退職派遣制度の創設
 - ・ 事業の初期段階における公務員の専門的ノウハウの継承による円滑な立ち上げの支援

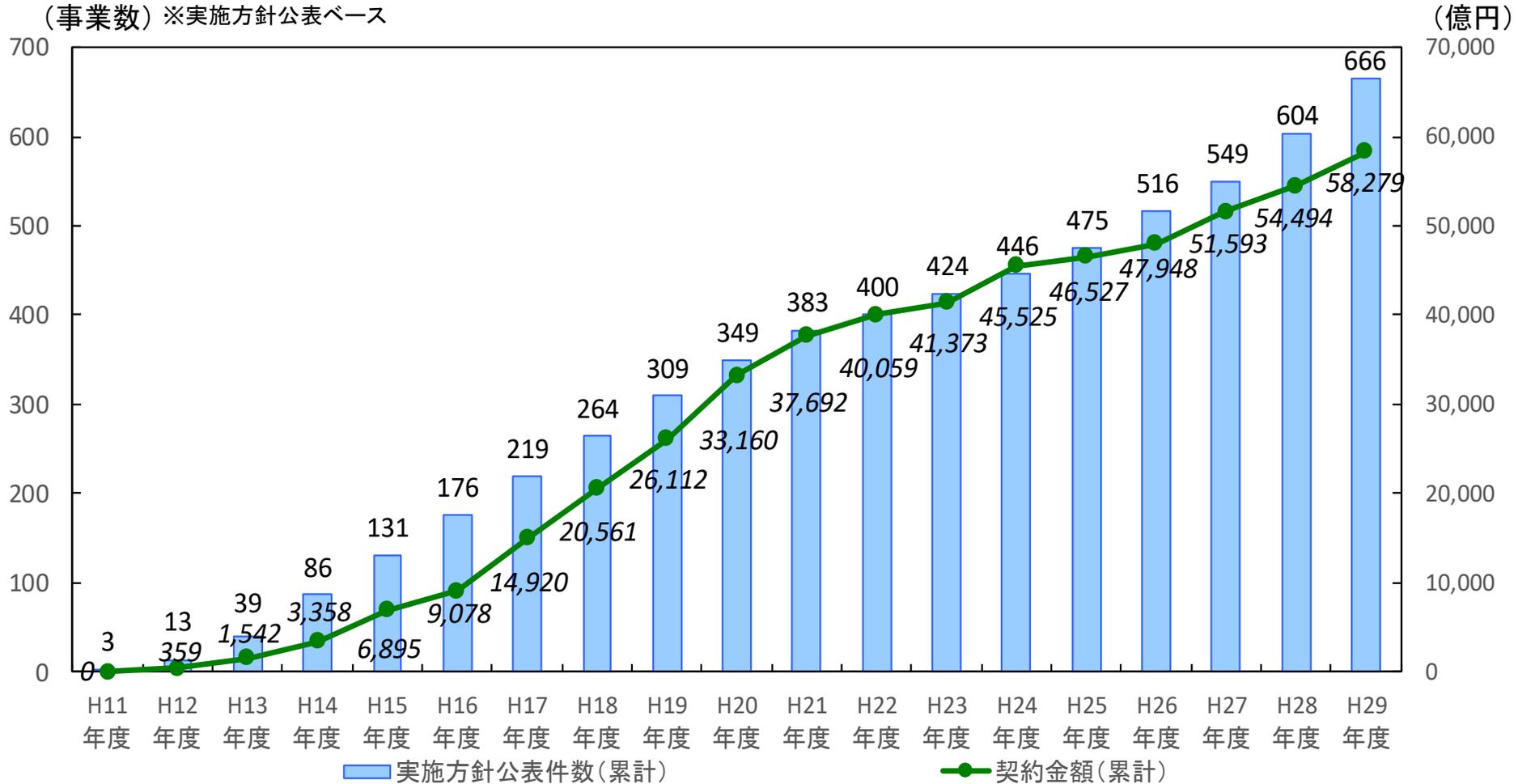
平成30年PFI法改正

- 公共施設等の管理者等及び民間事業者に対する国の支援機能の強化等:ワンストップ窓口制度等を措置
- 公共施設等運営権者が公の施設の指定管理者を兼ねる場合における地方自治法の特例
 - ・ 公共施設等運営権制度と指定管理者制度を併用する場合の手續の煩雑さを軽減
- 水道事業等に係る旧資金運用部資金等の繰上償還に係る補償金の免除
 - ・ 上下水道分野における公共施設等運営事業の導入促進のためのインセンティブ措置

4. PPP/PFI事業の 実施状況について

PFI事業の事業数・契約金額の推移(累計)

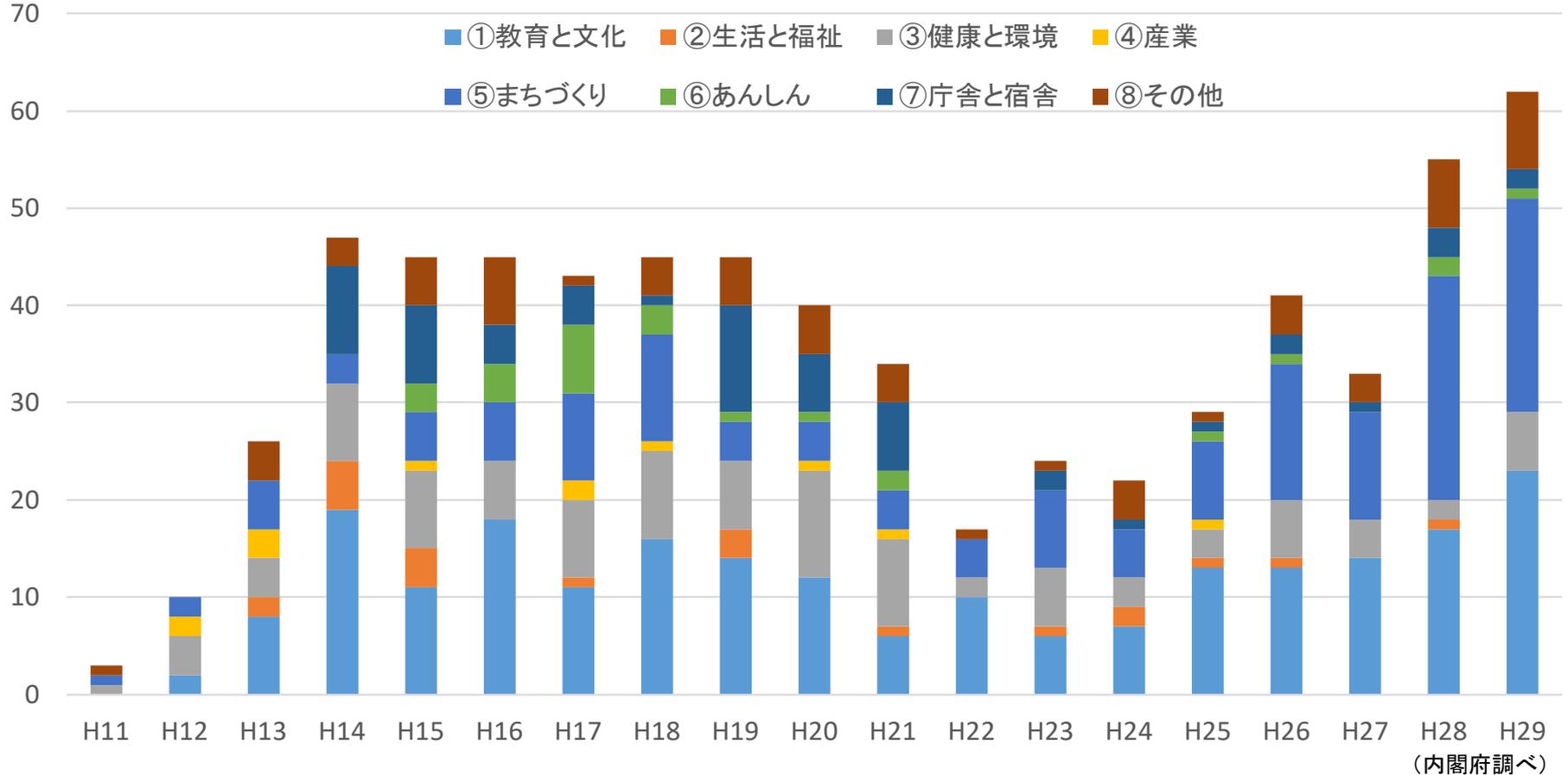
平成30年3月31日時点



- (注1) 事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。
- (注2) 契約金額は、実施方針を公表した事業のうち、当該年度に公共負担額が決定した事業の当初契約金額を内閣府調査により把握しているものの合計額であり、PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年6月15日民間資金等活用事業推進会議決定)における事業規模と異なる指標である。
- (注3) グラフ中の契約金額は、億円単位未満を四捨五入した数値。

PFI事業の分野別事業数

平成30年3月31日時点



- 近年のPFI事業件数の増加傾向は、「教育と文化(学校施設、スポーツ施設等)」や「まちづくり(公営住宅、空港、公園等)」の増加が主な要因。

PFIとして取組やすい事業分野

○給食センター

- 先行事例が多い（約40事業）
- 維持管理・運営の比重が大きい
 - ✓ 運営事業者が設計・建設に関わることで、効率的な事業実施が見込め、コスト縮減につながりやすい
- 民間類似事例が多い
 - ✓ 民間がノウハウを有する分野であり、コスト縮減、品質向上につながりやすい
- 献立作成、食材調達は公共で行うことも多い

○公営住宅

- 先行事例が多い（約40事業）
- 民間類似事例が多い
 - ✓ 民間がノウハウを有する分野であり、コスト縮減、品質向上につながりやすい
- 資金支払を施設完成後一括で支払う事例もある
 - ✓ 民間金融機関による利息がなくコスト削減
- 集約化・余剰地活用を組み合わせる事例が多い
 - ✓ サービス付高齢者住宅（必須）、医療・介護支援サービス（提案）〔徳島県〕
 - ✓ 託児所・書籍等販売施設・社会福祉施設（提案）〔広島県〕
 - ✓ 食品スーパー（提案）〔防府市〕 等

○小中学校空調整備

- 民間類似事例が多い
 - ✓ 民間がノウハウを有する分野であり、コスト縮減、品質向上につながりやすい
 - ✓ 短期間での一斉整備が比較的容易
- 一括発注のメリットが出やすい
 - ✓ 維持管理を見据えた整備となり、ライフサイクルコストの削減が期待される
 - ✓ 設備の修繕リスクを民間に移転させることが可能
- 地元企業の参入が容易
 - ✓ 業務難易度が比較的低い
 - ✓ 地元企業参入を推進する事例もある
 - 市内企業を構成員とすること
 - 市内企業の参画に応じて加点する 等

○廃棄物処理施設

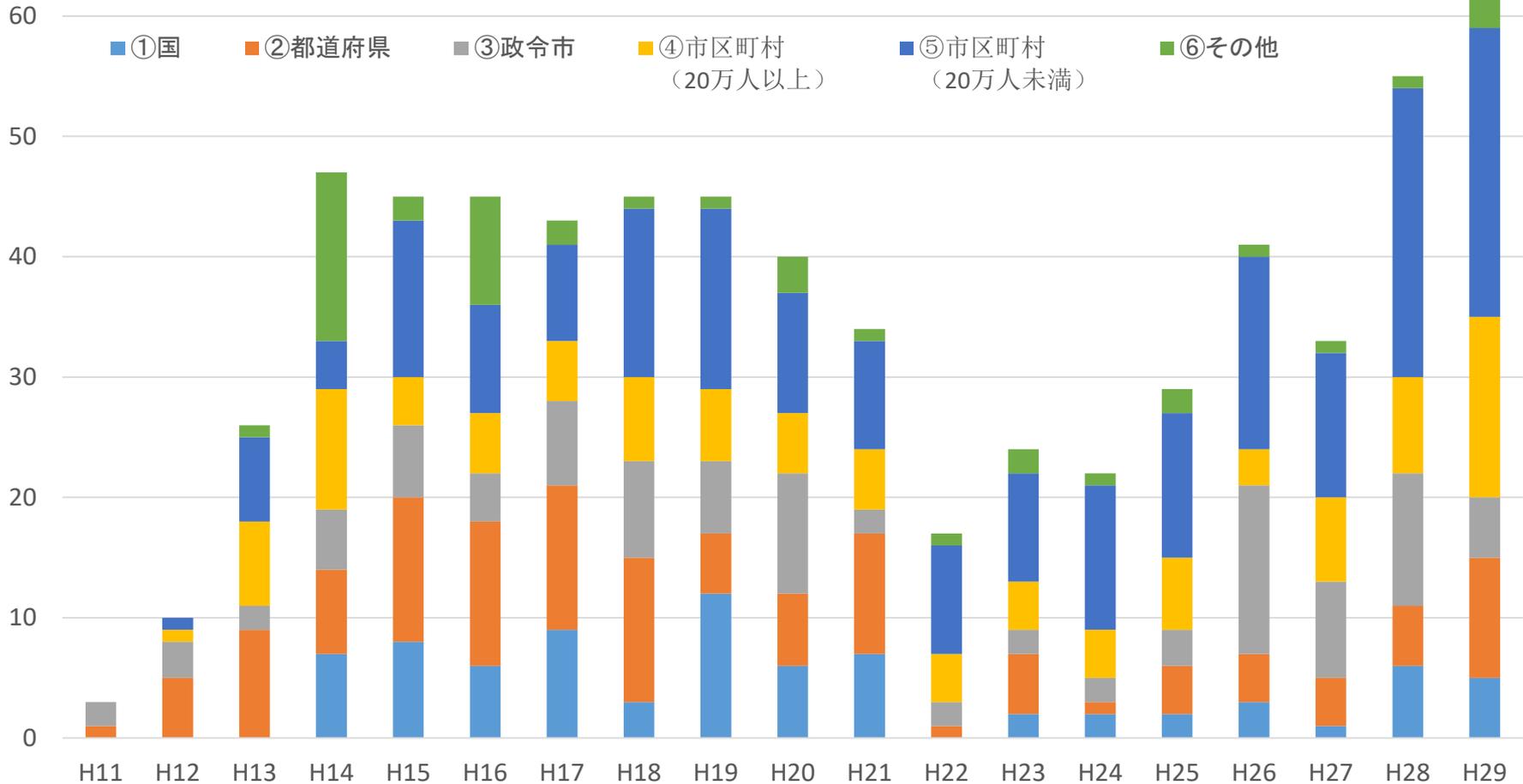
- 先行事例が多い（約30事業）
- 維持管理・運営の比重が大きい
 - ✓ 運営事業者が設計・建設に関わることで、効率的な事業実施が見込め、コスト縮減につながりやすい
- 収益施設（発電、温浴施設等）と組み合わせる例が多い
 - ✓ 収益施設を併設することで、事業者の努力を引き出しやすい

PFI事業の事業主体別事業数

平成30年3月31日時点

○全体 666件

(内閣府調べ)



● 近年のPFI事業件数の増加傾向は、市区町村における活用の増加が主な要因。

近年のPFI事業の実施状況／地方公共団体別事業数①

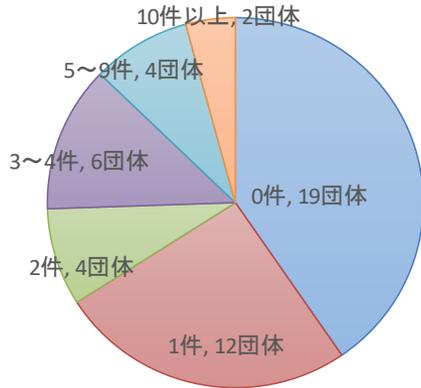
○地方公共団体の規模による実施状況

平成30年3月31日時点

都道府県

実施団体: **28**(H25)→**31**(H30)
件数: **98**(H25)→**125**(H30)

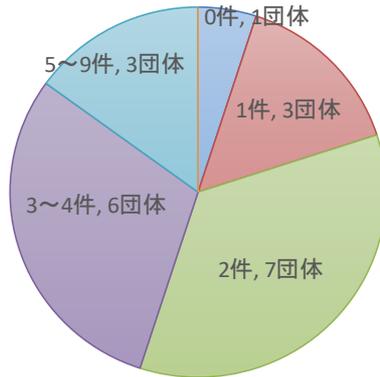
総団体数: 47



政令市

実施団体: **19**(H25)→**19**(H30)
件数: **61**件(H25)→**102**件(H30)

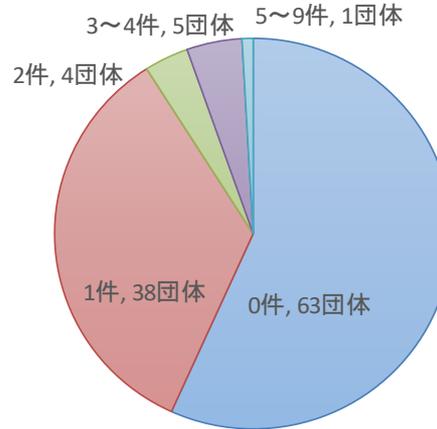
総団体数: 20



市区町村(人口20万人以上)

実施団体: **48**(H25)→**58**(H30)
件数: **67**件(H25)→**106**件(H30)

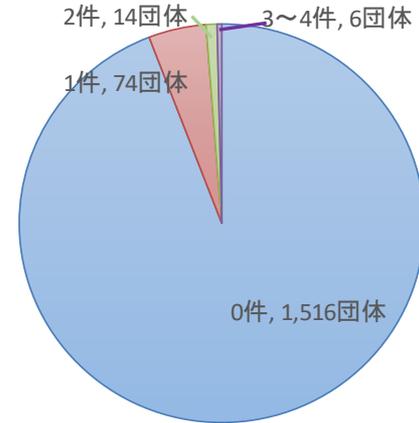
総団体数: 111



市区町村(人口20万人未満)

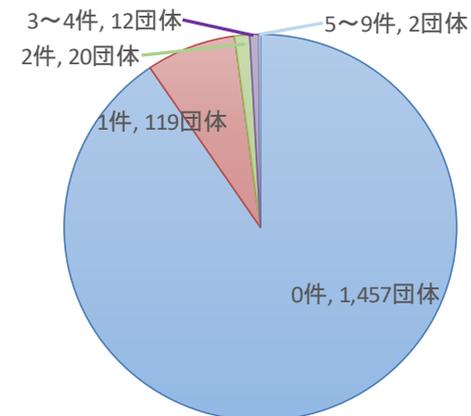
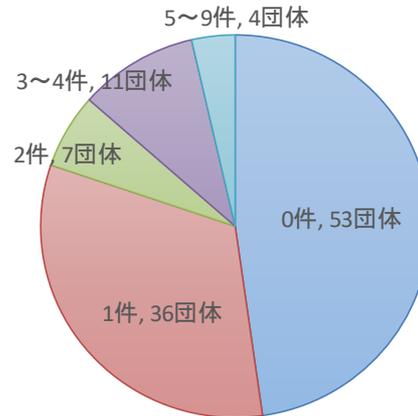
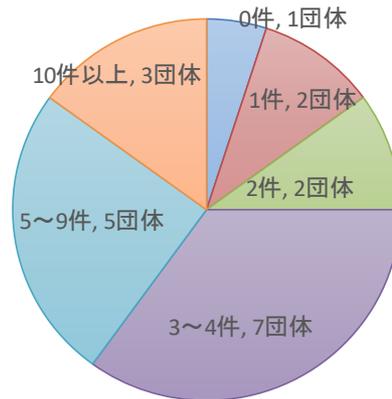
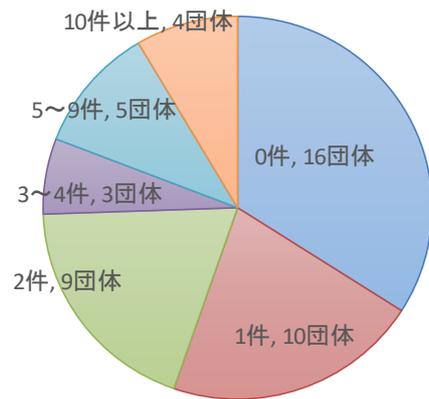
実施団体: **94**(H25)→**153**(H30)
件数: **120**件(H25)→**208**件(H30)

総団体数: 1610



平成25年3月31日時点

平成30年3月31日時点



※件数、実施団体ともにH11からの累計数
※人口はH30時点を基準とする

● 件数(346件→541件)・実施団体(189団体→261団体)ともに、5年間で着実に増加。

PPP事業等の実施状況(平成25～29年度契約締結)

| 類型Ⅱ 収益型事業 | 件数 | | | | | | 合計 事業規模 |
|--|--------|-----|--------|-----|-----|-----|------------|
| | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | 合計 | |
| PFI | 6 | 10 | 16 | 21 | 27 | 80 | 113百億円 |
| DBO(収益事業を伴うもの) | 2 | 2 | 5 | 6 | 2 | 17 | 48百億円 |
| 指定管理者制度 | 約8,100 | - | 8,670 | - | - | - | 163百億円 |
| 合計 | | | | | | | 325百億円 |
| 類型Ⅲ 公的不動産利活用事業 | 件数 | | | | | | 合計 事業規模 |
| | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | 合計 | |
| 定期借地・余剰施設の活用等 | 17 | 12 | 21 | 24 | 40 | 114 | 121百億円 |
| 市街地再開発事業等 | 29 | 29 | 16 | 19 | 17 | 110 | 79百億円 |
| 合計 | | | | | | | 200百億円 |
| 類型Ⅳ その他PPP/PFI事業 (サービス購入型PFI事業等) | 件数 | | | | | | 合計 事業規模 |
| | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | 合計 | |
| PFI(サービス購入型等) | 16 | 18 | 18 | 15 | 25 | 92 | 42百億円 |
| DBO(収益事業を伴わないもの)等 | 17 | 9 | 9 | 18 | 20 | 73 | 98百億円 |
| PPP(指定管理者制度・包括委託) | 約8,600 | - | 10,648 | - | - | - | 142百億円 |
| 合計 | | | | | | | 283百億円 |

※ PPP/PFI事業は、以下3要件を満たす事業。(PFI推進委員会 事業規模目標見直しプロジェクトチーム報告(H28.3.15))

①従来の官民の役割分担を見直し、民間事業者の役割を大幅に拡大し、その主体性を幅広く認めるものであること

②協定等に基づき官民双方がリスクを分担すること

③民間事業者が事業実施に当たり相当程度の裁量を有し、創意工夫を活かすことで効率化やサービス向上を図れること

※ PPP/PFI事業(指定管理者制度・包括委託除く)の件数は、「PPP/PFI実施状況アンケート調査(P69参照)」・業界団体の公表情報により把握。

※ H25年度の指定管理者制度の件数は、H24年度の総務省調査をもとに推計。H27年度の指定管理者制度の件数は、総務省調査により実数を把握。

※ 包括委託の件数は、業界団体の公表情報により把握。

- 類型ⅡのDBO(収益事業を伴うもの)の過半数はゴミ処理施設の整備・運営事業。
- 類型Ⅲの約6割の件数は市街地再開発事業等、約4割が定期借地権。学校跡地への定期借地権設定は7件。定期借地権の具体的な事業例：事務庁舎・学校等の跡地を医療・福祉施設、複合施設に活用。

コンセッション事業(類型Ⅰ)等の重点分野の進捗状況

平成30年7月1日時点

空港

但馬空港 平成27年1月から運営事業を実施中。

関西国際空港
大阪国際空港 平成28年4月から運営事業を実施中。

仙台空港 平成28年7月から運営事業を実施中。

神戸空港 平成30年4月から運営事業を実施中。

高松空港 平成30年4月から運営事業を実施中。

鳥取空港 平成30年7月から運営事業を実施中。

静岡空港 平成31年4月の事業開始に向け、平成30年3月に優先交渉権者を選定。

福岡空港 平成31年4月の事業開始に向け、平成30年5月に優先交渉権者を選定。

南紀白浜空港 平成31年4月の事業開始に向け、平成30年5月に優先交渉権者を選定。

熊本空港 平成32年4月頃の事業開始に向け、平成30年3月に募集要項を公表。

北海道内7空港 平成32年からの事業開始に向け、平成30年4月に募集要項を公表。

広島空港 平成33年4月頃の事業開始に向け、平成29年10月にマーケットサウンディングを開始。

道路

愛知県道路公社 平成28年10月から運営事業を実施中。

水道

大阪市 平成27年2月・平成28年2月に実施方針に関する条例改正案を議会に提出したが、成立しなかった(検討継続中)。

奈良市 平成28年3月に実施方針の条例案を議会に提出したが、成立しなかった。平成29年度にデューデリジェンスを実施(検討継続中)。

浜松市 平成29年度にマーケットサウンディングを開始。

伊豆の国市 平成29年度にデューデリジェンスを実施。

宮城県 平成29年度にデューデリジェンスを実施。

村田町 平成29年度にデューデリジェンスを実施。

下水道

浜松市 平成30年4月から運営事業を実施中。

須崎市 平成30年2月に実施方針を公表。

奈良市 平成28年3月に実施方針の条例案を議会に提出したが、成立しなかった。平成29年度にデューデリジェンスを実施(検討継続中)。

三浦市 平成28年12月に事業の調査・審議を行う審議会を設置する条例が公布。

宇部市 平成29年度にデューデリジェンスを実施。

村田町 平成29年度にデューデリジェンスを実施。

文教施設

旧奈良監獄 平成31年10月の史料館運営開始に向け、平成29年12月に実施契約を締結。

有明アリーナ 平成30年度の事業者の募集・選定に向け、平成29年12月に実施方針を公表。

(仮称)大阪新美術館 平成29年11月にマーケットサウンディングを開始。

※文教施設を重点分野に設定する以前である平成27年7月から国立女性教育会館が運営事業を実施中。

公営住宅

※収益型事業・公的不動産利活用事業を含む。

神戸市(東多聞台) 平成28年12月に事業契約を締結。

池田市(石橋) 平成29年6月に事業契約を締結。

岡山市(北長瀬) 平成29年9月に事業契約を締結。

東京都(北青山) 平成30年2月に事業契約を締結。

愛知県(東浦) 平成30年3月に事業契約を締結。

大阪府(吹田佐竹台・吹田高野台) 平成30年3月に事業契約を締結。

埼玉県(大宮植竹) 平成29年5月に基本協定を締結。

京都市(八条) 平成30年1月に事業予定者を決定。

MICE施設

横浜市 平成32年4月の事業開始に向け、平成29年3月に実施契約を締結。

愛知県 平成31年9月の事業開始に向け、平成30年4月に実施契約を締結。

コンセッション案件に係る最近の動き

- 多数の事業分野においてコンセッション事業が進捗
- 水道法改正により、水道事業におけるコンセッション事業の導入促進

北海道内7空港

国管理の新千歳・稚内・釧路・函館空港、及び地方管理の旭川・帯広・女満別空港の計7空港において、滑走路等とターミナルビル等の運営を一体的に実施

令和2年から事業開始予定



大津市ガス事業施設

公営ガス事業における初めてのコンセッション案件

平成31年4月に事業開始



須崎市下水道施設

処理場・管路のコンセッションと漁業集落排水処理施設等の維持管理の包括的民間委託をパッケージ化

令和2年1月から事業開始予定



水道法改正（令和元年10月1日施行）

| | |
|-----|---|
| 改正前 | コンセッション事業の導入は可能だが、 <u>地方公共団体が水道事業の認可を返上し</u> 、民間事業者が新たに認可を受ける必要 |
|-----|---|



| | |
|-----|---|
| 改正後 | <u>地方公共団体が水道事業者としての位置づけを維持しつつ</u> 、コンセッション事業の導入が可能 [※] に |
|-----|---|

平成29年度におけるPFI事業受注動向

平成29年度にPFI事業契約が締結されたPFI事業のうち、事業主体が国等の事業及びコンセッション方式等を除く41事業について、選定グループにおける地域企業の参画状況を分野・事業規模ごとにプロット。

▶ **地域企業※が参画している事業** : 93% (38/41件)

※地域企業：当該事業を実施する都道府県に本社が所在する企業

凡例：(上段)選定されたコンソーシアムに占める地域企業の数／全構成企業数
(下段)代表企業の属性(地域or地域外)

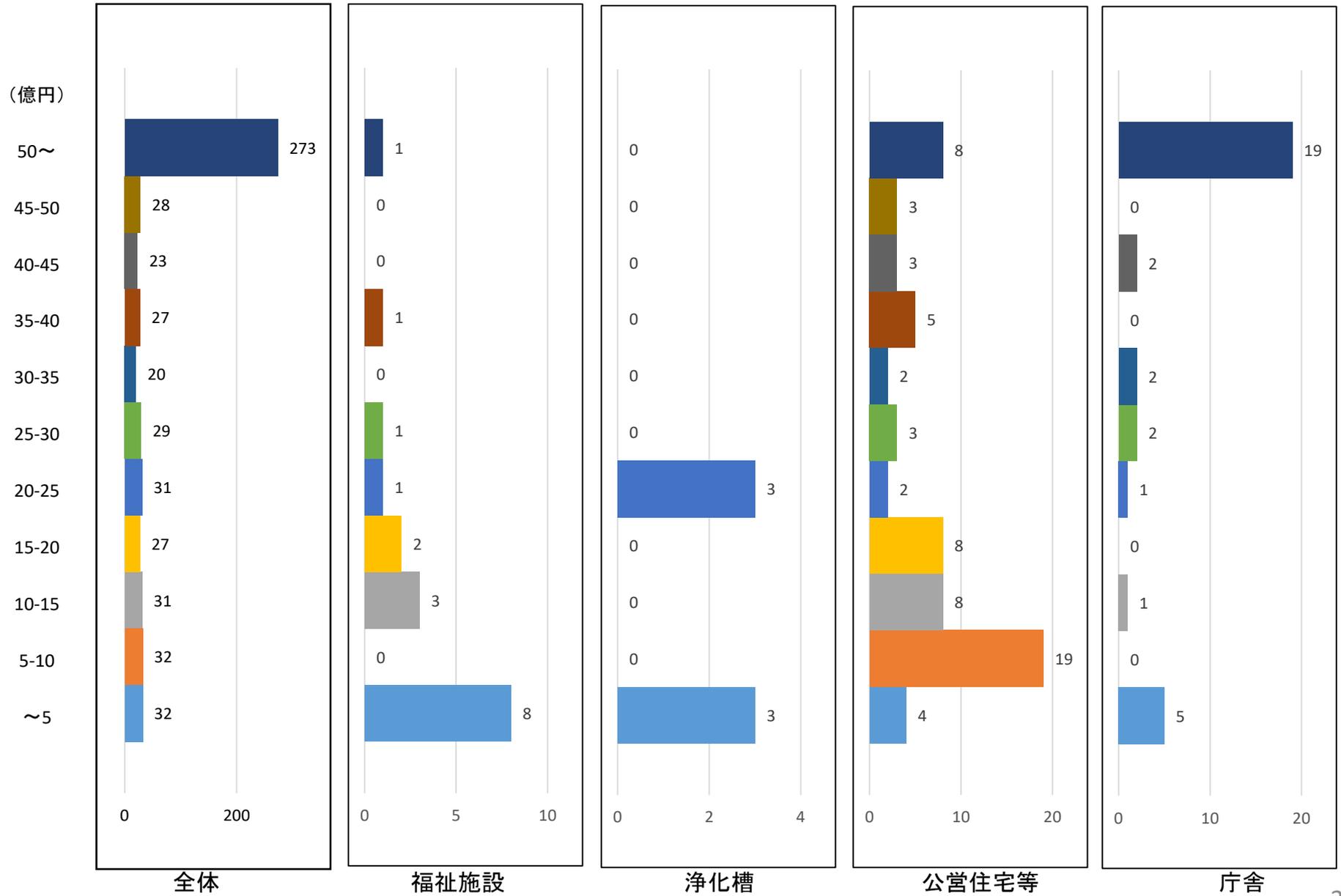
■ : 地域企業※が参画している事業
※地域企業：当該事業を実施する都道府県に本社が所在する企業

| 事業規模 分野 | 10億円  100億円～ | | | | | | | | | |
|---------------------------------|--|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|--|
| | 契約金額 (落札金額) | | | | | | | | | |
| 教育・文化 (小中学校、図書館、体育館、給食センター等) | 4 / 6 社 地域 | 2 / 2 社 地域 | 2 / 8 社 地域外 | 2 / 5 社 地域 | 1 / 7 社 地域外 | 1 / 7 社 地域外 | 4 / 8 社 地域 | 2 / 6 社 地域外 | 3 / 7 社 地域外 | |
| | 7 / 9 社 地域 | | 4 / 7 社 地域外 | 1 / 5 社 地域外 | 2 / 7 社 地域外 | 1 / 5 社 地域外 | 4 / 8 社 地域外 | | 4 / 10 社 地域外 | |
| 健康と環境 (医療、廃棄物処理、斎場等) | | | 0 / 2 社 地域外 | 2 / 5 社 地域外 | | | | | 3 / 8 社 地域外 | |
| まちづくり (道路、公園、下水道、港湾等) | 3 / 5 社 地域 | 1 / 3 社 地域 | 1 / 4 社 地域 | 3 / 6 社 地域 | 3 / 6 社 地域外 | 2 / 5 社 地域外 | 2 / 6 社 地域外 | 2 / 5 社 地域外 | 1 / 6 社 地域外 | |
| | 0 / 5 社 地域外 | 2 / 4 社 地域 | 6 / 7 社 地域 | 4 / 4 社 地域 | | 1 / 6 社 地域 | 4 / 6 社 地域 | | | |
| 安心 (警察施設、消防施設等) | | | | | | | 3 / 9 社 地域外 | 1 / 4 社 地域外 | | |
| 庁舎と宿舎 (事務庁舎、公務員宿舎等) | | | | 4 / 5 社 地域 | | | | | | |
| その他 | | | 2 / 3 社 地域外 | 2 / 4 社 地域 | 4 / 5 社 地域 | | | | 0 / 2 社 地域外 | |

PFI事業の契約金額の分布

平成30年3月31日時点

(件数ベース、契約金額等不明の事業を除く)



契約金額が少額の事業におけるPFIの活用

平成30年3月31日時点

(内閣府調べ)

○契約金額5億円未満のPFI事業

| 事業分野 | 事業内容 |
|--------------|--------------------|
| ①教育と文化－文化施設 | 文化施設におけるESCO事業 |
| ②生活と福祉－福祉施設 | 老人福祉施設の整備 ×4件 |
| | 福祉施設におけるESCO事業 ×3件 |
| | 保育所整備 |
| ③健康と環境－医療施設 | ESCO事業 |
| ③健康と環境－浄化槽 | 浄化槽の整備 ×3件 |
| ④産業－商業振興施設 | 競馬場におけるESCO事業 |
| | 温泉施設 |
| ⑤まちづくり－公営住宅等 | 公営住宅の整備 ×4件 |
| ⑤まちづくり－公園 | ロープウェイ再整備事業 |
| ⑤まちづくり－道路 | 駐車場の整備 |
| ⑦庁舎と宿舎－庁舎 | 庁舎におけるESCO事業 ×5件 |
| ⑧その他－研究施設 | 情報通信施設の整備運営 |
| ⑧その他－情報通信施設 | 情報通信施設の整備運営 |
| ⑧その他－道の駅 | 道の駅の整備 |
| ⑧その他－複合施設 | 地域交流施設 |
| | 複合施設におけるESCO事業 ×2件 |

※ ESCO事業とは、Energy Service Companyの略称で、ビルや工場など建物の省エネルギー(光熱水費削減等)に関する包括的なサービスを事業者が提供する事業。

- 契約金額5億円未満のPFI事業は32件実施されており、うちESCO事業が13件となっている。老人福祉施設の整備が4件、公営住宅等の整備各3件が続く。

契約金額が少額の事業におけるPFIの活用(老人福祉施設)

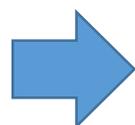
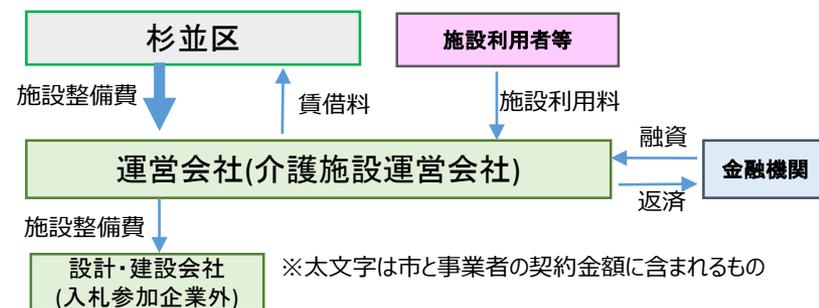
■事業：井草介護強化型ケアハウス整備等事業(東京都杉並区)

- 事業者は、ケアハウスを整備し、区に所有権を移転する。その後、施設を賃貸借し、ケアハウスの運営を行う。
- 平成16年10月より設計、平成18年3月に所有権譲渡・賃貸借開始(賃貸借契約)。
- 運営期間中、事業者は介護報酬、利用料を受け取ることができるが、区に賃借料を支払う必要がある。
- 契約金額は約5億円であり、施設の買取価格である。(維持管理・運営は独立採算であり、サービス対価は支払われない)

■事業の特徴

| | |
|------------|--|
| 施設規模 | 全室個室・ユニットケア方式を採用した定員60名程度のケアハウス。10名程度のグループをユニットとした構造で整備。 |
| 事業期間 | 設計・工事期間：約1.5年間 維持管理・運営期間：20年間 |
| 維持管理・運営の特徴 | 事業者による独立採算事業を想定。 施設の賃借料については以下のとおり 建物：(施設の買取価格－補助金)を20年間で均等償還する 金額相当額に稼働率を乗じた額 土地：評価額の0.67%の1/12を毎月支払う。 |
| コンソーシアム構成 | 代表企業：介護施設運営会社 ※一社のみ構成 |

【事業における資金の流れ】



維持管理・運営は独立採算であり、施設買取価格のみが契約金額とされる。また、施設買取価格は運営期間の賃借料によって回収される。

5. PFIの進め方

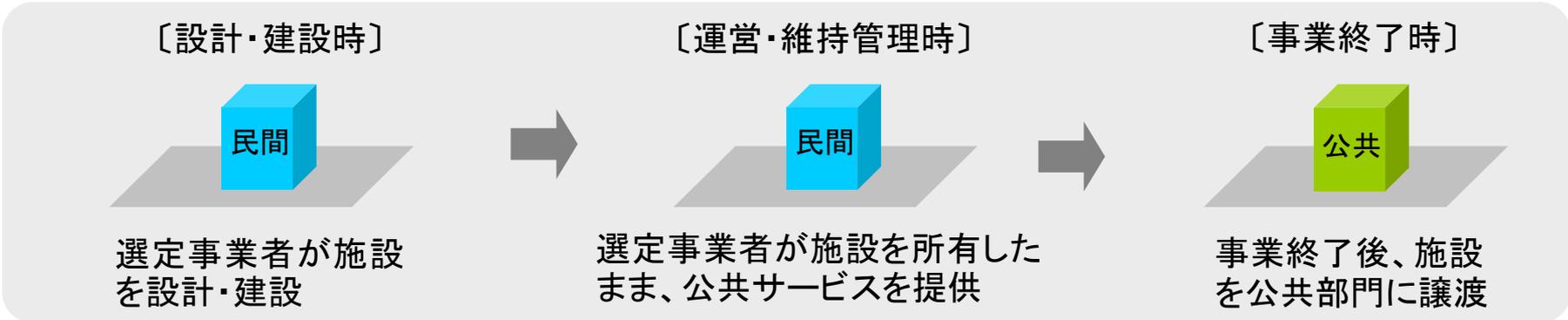
事業のスキーム

- 国、地方公共団体は、整備の内容、施設の所有、補助金の交付などを勘案して、適切な事業スキームにより事業を実施する。

● BTO方式 [Build-Transfer-Operate方式]



● BOT方式 [Build-Operate-Transfer方式]

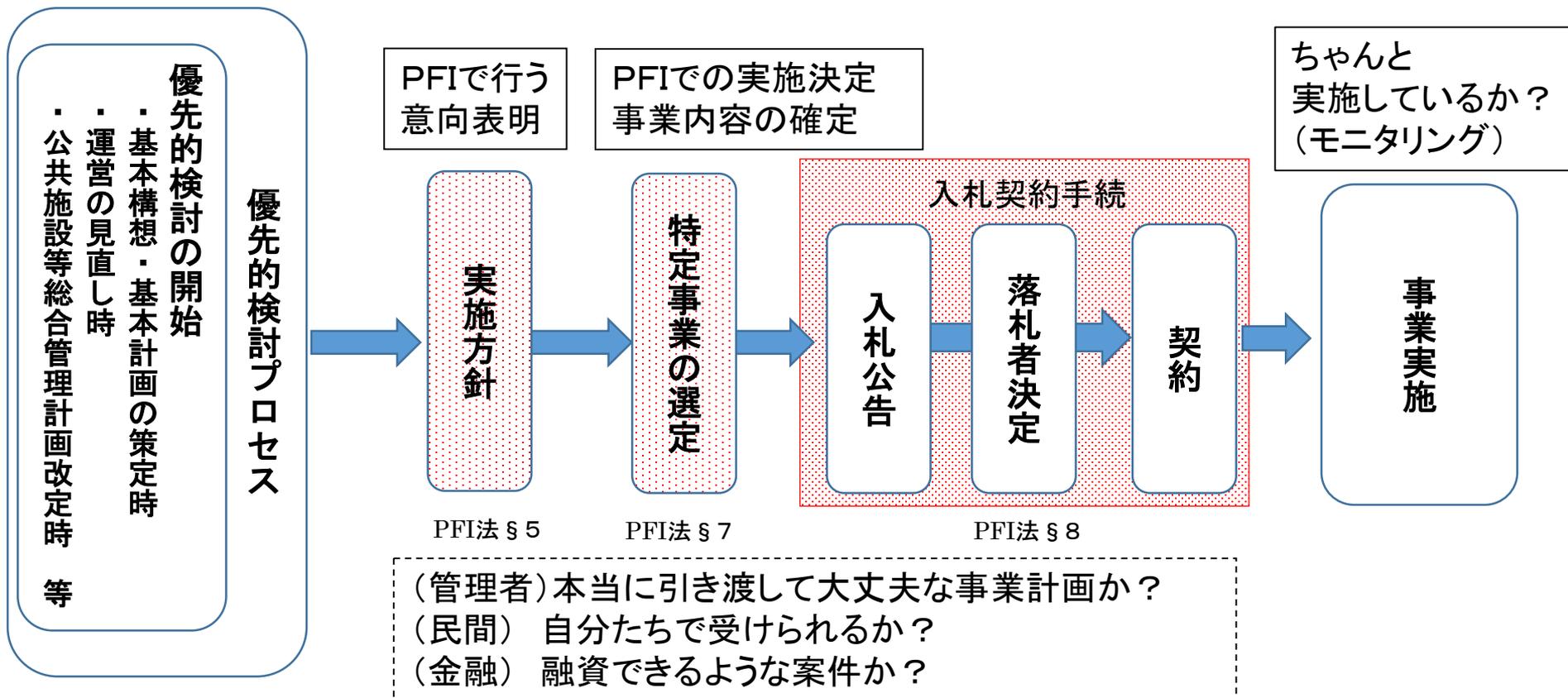


● RO方式 [Rehabilitate-Operate方式]

選定事業者が対象施設を改修した後、その施設の維持管理及び運営を行う事業方式

PFI事業の手続きの流れ

地方公共団体は、PFI法の手続き等により透明性を確保しつつ事業手法を決定し、事業者を選定する。



1年～1.5年程度

コンセッションの手続きの流れ

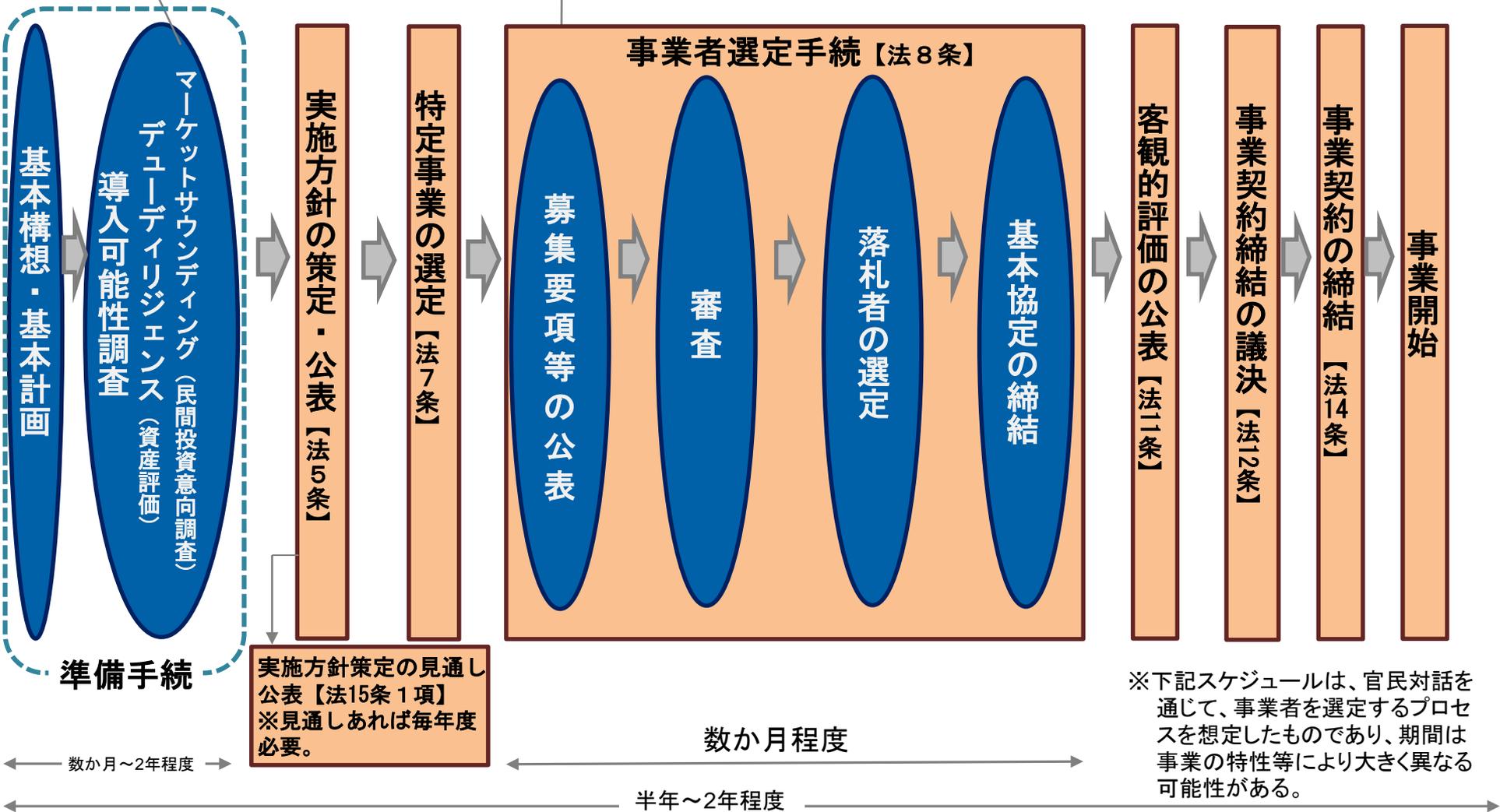
基本的な考え方を示した上で、PFIの制度設計に反映させることを目的として、幅広く民間事業者からヒアリングを実施

総合評価一般競争入札の場合、債務負担行為の設定の議決を公告前までに行う。

□ : 法に基づくもの

● : 法に基づかないもの

※「法」とは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)を指す。



実施方針策定の見通し公表【法15条1項】
※見通しあれば毎年度必要。

※下記スケジュールは、官民対話を通じて、事業者を選定するプロセスを想定したものであり、期間は事業の特性等により大きく異なる可能性がある。

VFMの評価

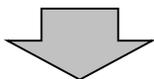
- 従来型公共事業で実施した場合とPFI事業で実施した場合とでVFMを評価する。

VFM (Value For Money)

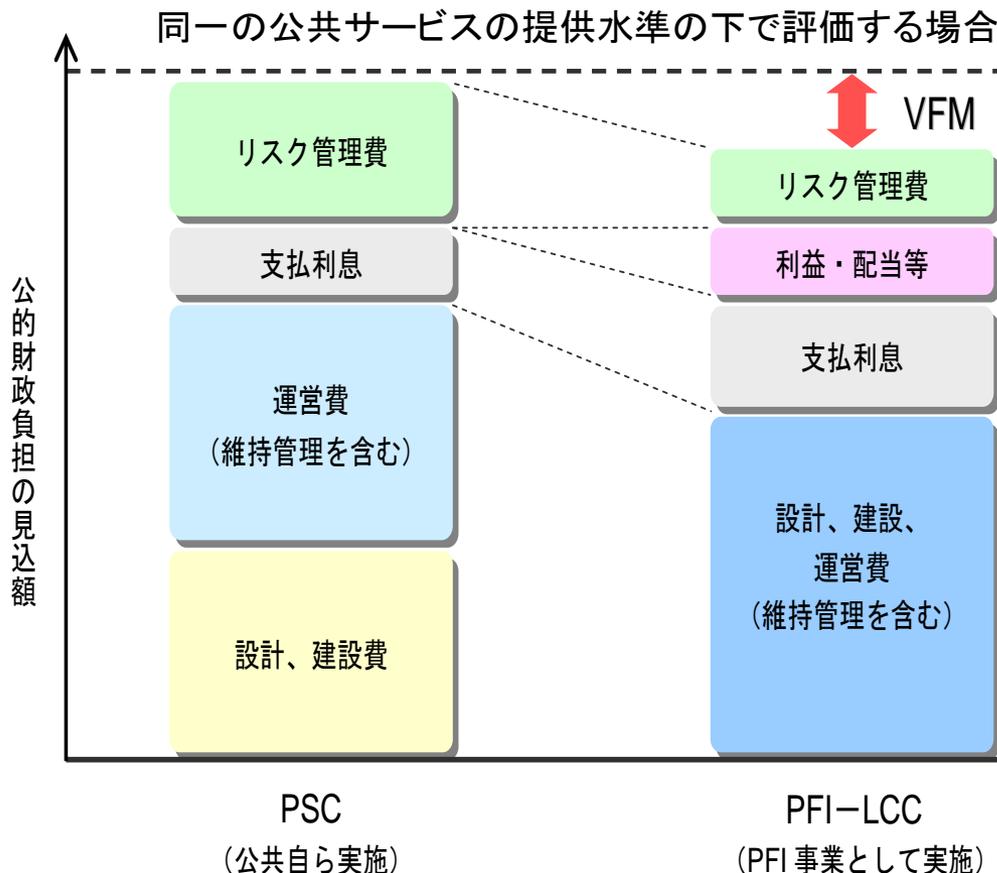
支払に対するサービスの価値
VFMの最大化がPFI事業の目的の一つ

VFMがある(出る)

公共がサービスを直接提供するよりも、
民間に委ねた方が効率的



同一水準のサービスをより安く
同一価格でより上質のサービスを



※LCC: 設計・建設費、事業期間中の維持管理費・運営費等事業に関わるすべての費用(ライフサイクルコスト)

※PSC: 公共自らが実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値

※PFI-LCC: PFI事業として実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値

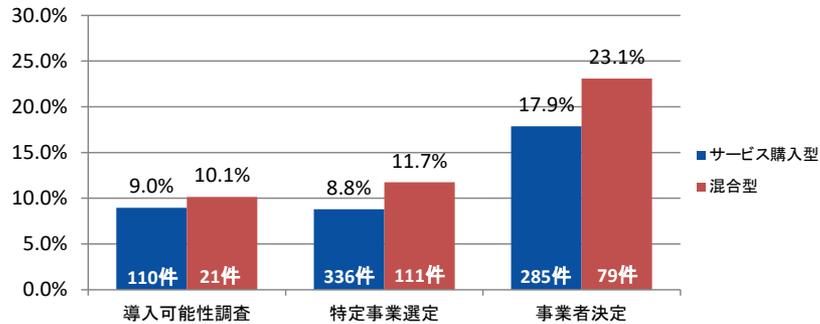
PFI事業におけるVFMの傾向①

OPFI事業におけるVFM等の傾向の調査

・平成27年度までに実施されたPFI事業において、VFMの数値等、公表されているデータをもとに傾向を分析

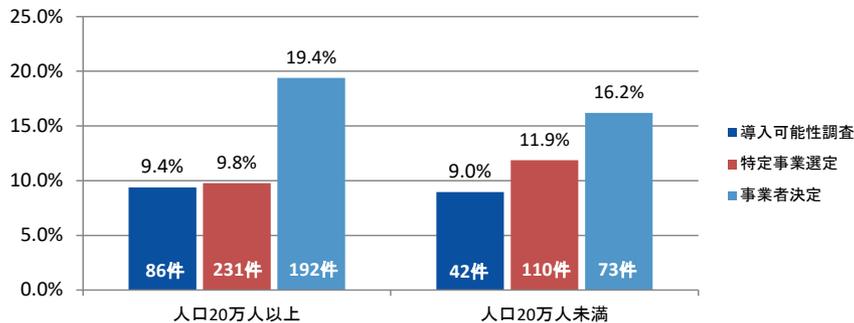
○調査結果<全体の傾向>

(1)各プロセス段階別・類型別のVFMの傾向について



- ・混合型事業の方がVFMが高い傾向がある(収益化の効果)
- ・事業者選定時のVFMの方が、特定事業選定時より高くなる傾向がある

(2)実施主体別(人口規模別)のVFMの傾向について



- ・地方公共団体実施のPFI事業において、人口規模はVFMと顕著な相関関係はない(事業者決定時では人口規模が大きい方が多少VFMが高くなる)

◆分析対象データ

(平成28年3月31日現在)

| 分野 | 事業主体別 | | | 合計 |
|--------------------------|-----------|------------|-----------|------------|
| | 国 | 地方 | その他(※) | |
| 教育と文化(文教施設、文化施設等) | 2 | 143 | 37 | 182 |
| 生活と福祉(福祉施設等) | 0 | 22 | 0 | 22 |
| 健康と環境(医療施設、廃棄物処理施設、畜場等) | 0 | 86 | 3 | 89 |
| 産業(観光施設、農業振興施設等) | 0 | 14 | 0 | 14 |
| まちづくり(道路、公園、下水道施設、港湾施設等) | 10 | 76 | 1 | 87 |
| 安心(警察施設、消防施設、行刑施設等) | 9 | 15 | 0 | 24 |
| 庁舎と宿舎(事務庁舎、公務員宿舎等) | 41 | 12 | 4 | 57 |
| その他(複合施設等) | 7 | 45 | 0 | 52 |
| 合計 | 69 | 413 | 45 | 527 |

(※)「その他」は国立大学法人、独立行政法人等

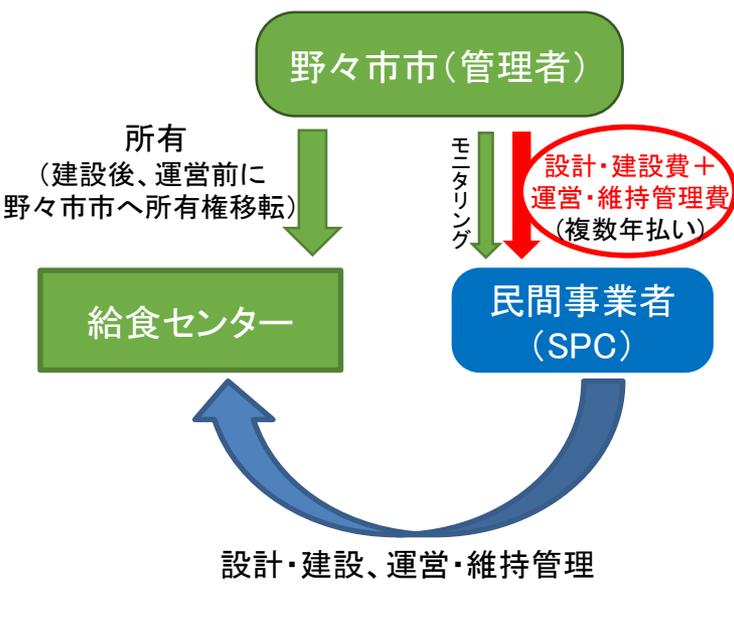
VFMはどのような要素から生まれるか

- ① 設計、建設を一体化することによる**建設費の削減**
- ② 運営を踏まえた設計による**運営維持管理費の削減**
- ③ 中長期の委託による**維持管理コストの最適化**
- ④ 性能発注、一括発注による**コスト削減**
- ⑤ 民間収益事業による**公共側のコスト削減**

6. PPP／PFIの事例

事業例(サービス購入型)

○野々市市小学校給食センター施設整備・運営事業

| 発注者 | 野々市市(石川県 人口:約5万人) | 事業スキーム |
|---|---|--|
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備業務(設計、建設、改修、厨房機器の調達・設置、什器・備品等の調達・設置等) ・維持管理業務(保守管理、外構維持管理、清掃、警備等) ・運営業務(給食調理、給食配送・回収、洗浄・残滓処理、配膳等) |  <p>野々市市(管理者)</p> <p>所有 (建設後、運営前に野々市市へ所有権移転)</p> <p>給食センター</p> <p>民間事業者(SPC)</p> <p>設計・建設費+運営・維持管理費 (複数年払い)</p> <p>モニタリング</p> <p>設計・建設、運営・維持管理</p> |
| 事業期間 | 18年(平成24年9月～平成42年3月) | |
| VFM ※Value For Money: PFIで実施した場合に、 公共直轄の場合と比べ どれだけ費用が下がるか | 約6.5%(事業者選定時) | |
| 契約金額 | 約33億円(落札金額) ※民間事業者が自ら調達した資金により設備の設計・ 施工・維持管理を行い、公共がそのサービス提供に 対し対価を支払う方式。 | |
| 特徴 | <ol style="list-style-type: none"> ①食材調達・検収は、食育や食の安全に特に係わる事項であることから、公共の責任において行うこととしており、官民の役割分担が明確となっている。 ②空調及び給湯の熱源すべてを電気で賄うオール電化、食育推進のための見学通路や食育ホールの設置など、民間のノウハウを生かした、環境に優しく、効率的で、教育にも配慮したサービス提供がなされている。 ③地産地消や地元雇用、地元企業の参画など、地域経済の活性化にも寄与している。 | |

事業例(サービス購入型)

○岡崎市立小中学校空調設備整備事業【2018年12月事業契約締結】

■PFI手法検討の背景

隣接する豊田市の小学校で男児が熱射病で死亡したことを受け、市は、入札方式で2020年6月までに学校空調を整備する方針を決定

→その後、昨今の気象状況を鑑み、直ぐにでも対応しなければならないと考え、1シーズンでも早く実現できないか検討

PFI手法を採用

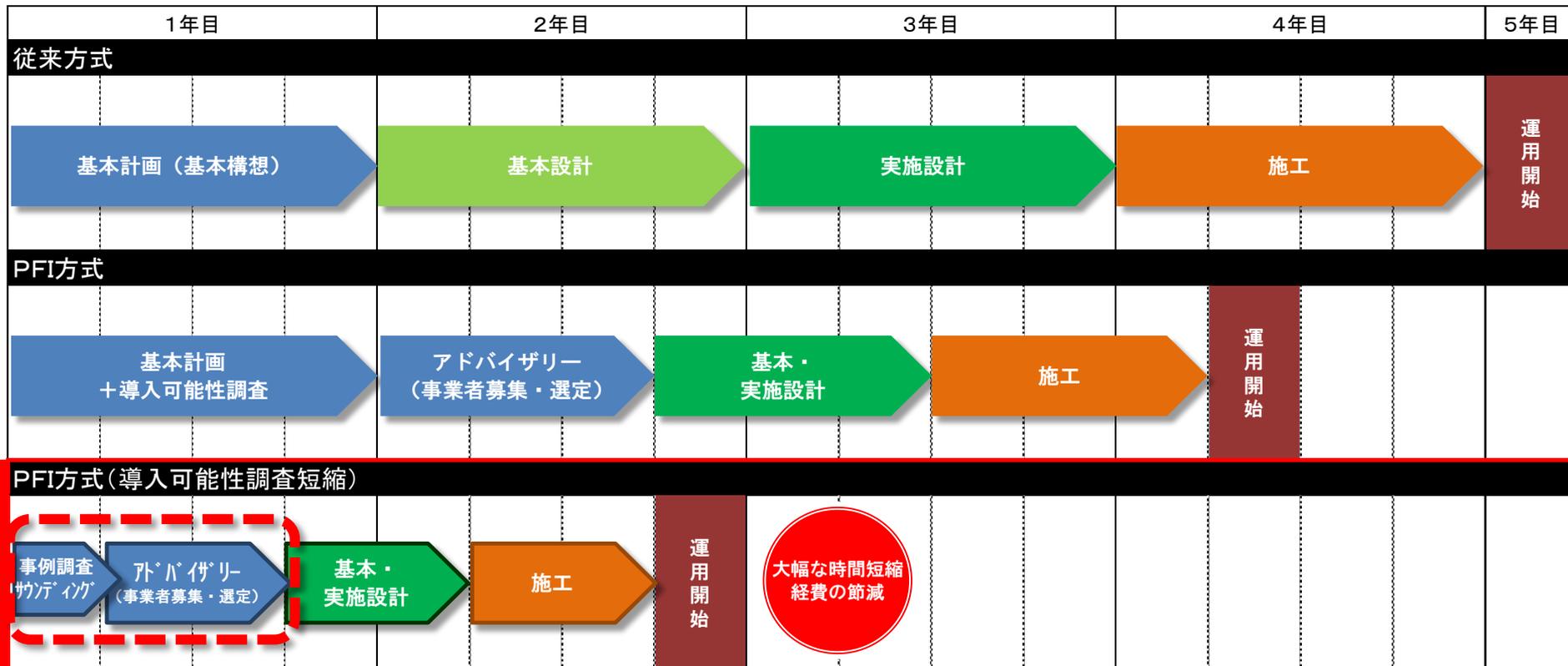
➤ 事業の段取りから機種を選定、設置までを一気通貫で行うことにより空調設備の早期導入が図られ、効率的で合理的な事業の実施とリスクを明確にすることによる効果的な維持管理を図ることが可能

■事業概要

| | | | |
|------|---|-----|----------------|
| 発注者 | 岡崎市(愛知県 人口:約38.7万人) | | |
| 対象施設 | 市内の小学校47校及び中学校20校の教室等 (普通教室、特別支援教室等約1,235室、特別教室約348室、その他教室140室、配膳室67室(予定)) | | |
| 事業内容 | ・空調設備等の整備業務(事前調査、交付金の申請支援、設計、施工、工事監理等) ・空調設備等の維持管理業務(保守管理、清掃等) | | |
| 事業方式 | BTO方式/サービス購入型 | | |
| 事業期間 | 設計及び施工期間:2018年12月~2019年12月 ※2019年7月より一部供用開始 維持管理期間:2019年7月~2030年3月 | | |
| 予定価格 | 約53.7億円(消費税及び地方消費税除く) | VFM | 約7.4%(特定事業選定時) |

事業例(スケジュールの短縮)

■ 事業手法ごとの事業スケジュール比較



★ 検討期間の短縮

Point:

導入可能性調査を業務委託せず、直営で事例調査やサウンディングを行い、PFI導入可能性を検討

出典: 岡崎市提供資料を参考に内閣府が作成

事業例(収益施設併設型)

○指宿地域交流施設整備等事業

| | | |
|---|--|---|
| 発注者 | 指宿市(鹿児島県 人口:約4万人) | <p style="text-align: center;">事業スキーム</p> |
| 施設概要 | 地域交流施設(809㎡) 都市公園(12,000㎡) 道の駅(2,600㎡) | |
| 事業内容 | 地域交流施設の設計・建設・維持管理及び運営、都市公園の維持管理、道の駅の維持管理 | |
| 事業期間 | 約16年(平成15年11月～平成31年9月) | |
| VFM ※Value For Money: PFIで実施した場合に、 公共直轄の場合と比べ どれだけ費用が下がるか | 約36.7%(事業者選定時) | |
| 契約金額 | 約3.6億円(税抜、落札価格) | |

- 特徴
- ①事業者の自由提案により、収益事業としてレストラン、ベーカリーショップ、ファーストフード店等が展開されており、利用者の利便性が向上し、地域振興に寄与。
 - ②特産品の販売代行業務(義務事業)については、市内で生産される花・観葉植物類、ブランド産品、工芸品、観光土産品等の売り上げの20~40%を民間事業者の販売手数料とし、売上高増加のインセンティブを働かせている。
 - ③地元関連企業との連携による地元特産品を活用した新商品の開発や、商業高校の生徒の販売実習生としての受け入れなど、様々な点で地域への貢献が実現されている。

事業例(収益施設併設型)

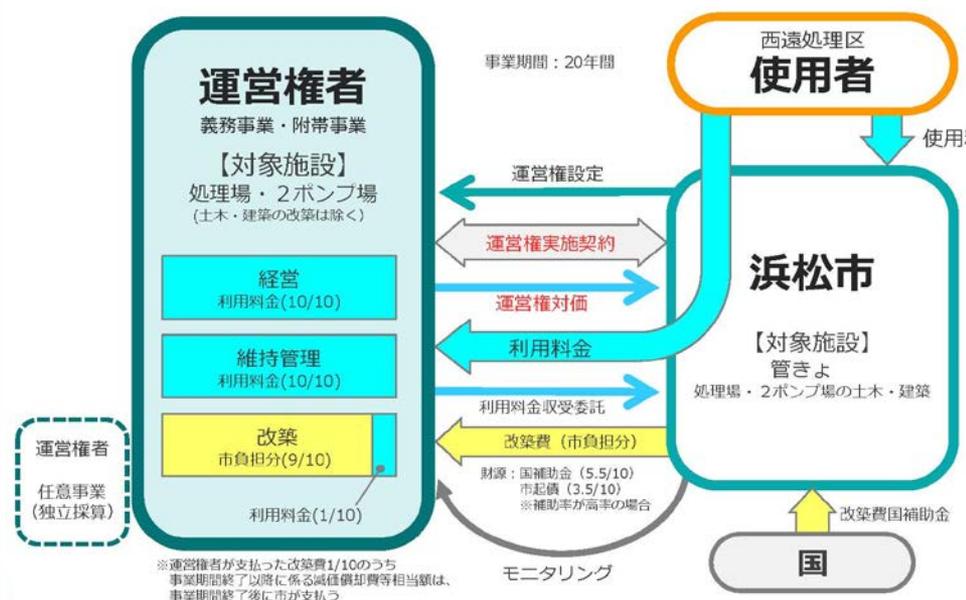
○安城市中心市街地拠点整備事業

| | | |
|---|--|---|
| 発注者 | 安城市(愛知県 人口:約19万人) | <p style="text-align: center;">事業スキーム</p> |
| 施設概要 | 公共施設: 図書館、多目的ホール、自由提案施設(カフェ)、駐輪場等 民間施設: 提案施設(スーパーマーケット、カルチャースクール)、駐車場 | |
| 事業内容 | 設計業務、建設業務、工事監理業務、及び維持管理業務 | |
| 事業期間 | 約18年(平成26年3月～平成44年5月) ※民間収益事業: 約21年(平成28年6月～平成49年5月) | |
| VFM ※Value For Money: PFIで実施した場合に、 公共直轄の場合と比べ どれだけ費用が下がるか | 約9.5%(事業者選定時) | |
| 契約金額 | 約63億円(税込、契約金額) | |

- 特徴**
- ① 公共施設の整備により発生する**余剰地に民間事業者において収益施設を併設**させ、その事業から得られる**収入の一部を公共に借地料として還元**することで**公共の負担を削減**。
(収益事業として選定事業者が公共施設内でカフェ営業も行っており、施設貸付料によりさらに負担軽減。)
 - ② 公共施設の図書館情報館と民間施設のスーパーマーケットの併設により、図書館情報館の利用者がスーパーマーケットを利用したり、スーパーマーケットの利用者が図書館情報館を利用したりする**相乗効果を発揮**。
 - ③ 公共がスーパーマーケットを誘致することは困難であったが、官民連携手法により、初めて誘致することが可能となったと考えられる。

事業例(コンセッション)

○浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業

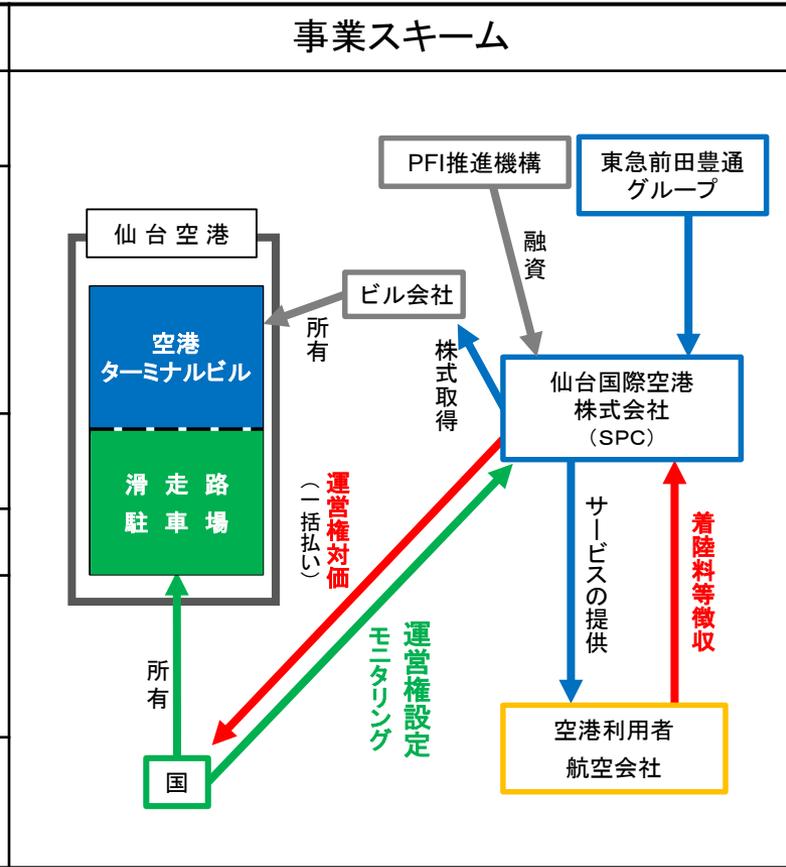
| | | |
|-------|---|---|
| 発注者 | 浜松市(静岡県 人口:約80万人) | <h3>事業スキーム</h3>  <p>事業期間: 20年間</p> <p>運営権者: 任意事業(独立採算)</p> <p>浜松市: 【対象施設】 管きよ 処理場・2ポンプ場の土木・建築</p> <p>国: 改築費用補助金</p> <p>※運営権者が支払った改築費1/10のうち、事業期間終了以降に係る減価償却費等相当額は、事業期間終了後に市が支払う。</p> <p>出典: 浜松市資料</p> |
| 施設概要 | 西遠浄化センター及び2ポンプ場(浜名中継ポンプ場、阿蔵中継ポンプ場) | |
| 事業内容 | <p>①義務事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営 ・改築に係る企画、調整、実施 ・維持管理に係る企画、調整、実施 <p>②関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚泥可溶化設備の導入による高負荷での消化ガス生成 | |
| 運営権者 | 「ヴェオリア・JFEエンジ・オリックス・東急建設・須山建設グループ」が設立した特別目的会社(浜松ウォーターシンフォニー株式会社) | |
| 運営権対価 | 25億円 | |
| VFM | <p>※Value For Money: PFIで実施した場合に、公共直轄の場合と比べてどれだけ費用が下がるか</p> <p>14.4%(事業者選定時)</p> | |
| 事業期間 | 20年間(平成30年4月～) | |

| | |
|----|---|
| 特徴 | <p>① 下水道事業初のコンセッション事業</p> <p>② 電気・機械設備の改築更新を含め、民間のノウハウや資金により事業が効率化され、維持管理・改築コストの削減、市職員の増員抑制が可能と見込まれる。</p> <p>③ 市は運営権者から25億円の運営権対価が得られる。</p> |
|----|---|

事業例(コンセッション)

○仙台空港特定運営事業

| | |
|---|---|
| 発注者 | 国土交通省 |
| 施設概要 | 空港基本施設、空港航空保安施設、駐車場施設、各施設に附帯する施設等 |
| 事業内容 | ①空港運営等事業 空港基本施設等事業、空港用地等管理業務 ②空港航空保安施設運営等事業 ③環境対策事業 ④その他附帯事業(※①～④が運営権に基づくもの) ⑤ターミナルビル等事業(関連事業) |
| 運営権者 | 「東急・前田建設・豊田通商グループ」が設立した特別目的会社(仙台国際空港株式会社) |
| 運営権対価 | 22億円 |
| VFM ※Value For Money: PFIで実施した場合に、 公共直轄の場合と比べ どれだけ費用が下がるか | 平成23年～25年の収支は3期連続して経常損失が生じていたところ、運営権対価として国は22億円を得ているため、本事業にはVFMが認められると評価。 |
| 事業期間 | 平成28年7月1日～(ビル事業は2月1日～) (最長65年(当初30年+オプション延長30年以内+不可抗力等による合意延長)) |



| | |
|----|---|
| 特徴 | <p>①国管理空港では初のコンセッション案件であり、東日本大震災からの復興の象徴的案件</p> <p>②滑走路等の運営とターミナルビル等の運営を、<u>民間の資金・経営能力の活用により一体的かつ機動的に行うことで、仙台空港及び空港周辺地域の活性化を推進</u>し、もって内外交流人口の拡大等による東北地方の活性化が図られる。</p> <p>③運営権に基づく滑走路等の運営に併せ、ビル会社の株式を取得し、ターミナルビル等の事業を実施することで、公共施設等運営権者にはより高い収益が期待される。</p> <p>④<u>PFI法の公務員退職派遣制度により、空港運営に必要なノウハウを持つ国家公務員を運営権者に派遣。</u></p> <p>⑤民間資金等活用事業推進機構(PFI推進機構)による支援を活用</p> |
|----|---|

トラブル事例と教訓

タラソ福岡（福岡市臨海工場余熱利用施設整備事業）

（1）概要

- 温水プール中心の複合運動施設の整備・運営
- **事業者提案の需要予測の5割程度の利用となり、経営破たん**

（2）原因

- 事業者提案に対する公共の評価不足
- 経営破たんした際に、公共が施設を買い取ることであり、金融機関の融資額が買い取り価格とされていたため、金融機関の監視が働かなかった

（3）教訓

- 事業者の提案の実現可能性について、客観的に評価することが必要
- 金融機関の監視が働く計画とすることが必要

高知医療センター整備運営事業

（1）概要

- 病院施設の整備・維持管理・医療関連サービス
- 病院自体の運営が毎年赤字
- 事業者の診療報酬漏れ等の事例が多発し、契約解除に至った

（2）原因

- **需要の過大予測**
- **事業者の契約違反ともいわれかねないサービス水準**

（3）教訓

- 事業者のサービス水準に対する対価支払の設定が必要

名古屋港イタリア村（名古屋港ガーデンふ頭東地区臨港緑地整備等事業）

（1）概要

- 複合商業施設の整備・運営
- **当初は需要があったが、万博終了後客足が激減し、経営破たん**

（2）原因

- **事業契約を軽視し、事業提案時の内容を大幅に変更する等、計画性の損なわれた経営体質であった**
- 公共の監視が十分に機能しなかった

（3）教訓

- 事業開始後も公共が運営状況を監視することが必要

近江八幡市民病院整備運営事業

（1）概要

- 病院施設の整備・維持管理・運営業務の一部
- 病院経営において当初見込みの収入を得られず赤字となり、契約解除に至った

（2）原因

- **需要の過大予測**
- **公共側の支払いが契約で一定額となっていた**

（3）教訓

- 状況に応じて柔軟に契約内容・金額を設定することが必要
- 利用者数に応じた料金設定等が必要

7. 国の主な取り組み

PPP/PFI推進アクションプラン(令和元年改定版)概要

背景

今後多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎える中、公的負担の抑制に資するPPP/PFIが有効な事業はどの地方公共団体等でも十分に起こりうるものであり、良好な公共サービスの実現・新たなビジネス機会の創出も期待できるため、国及び地方は一体となってPPP/PFIの更なる推進を行う必要がある

改定版概要

PPP/PFI推進のための施策

| コンセッション事業の推進 | 実効性のあるPPP/PFI導入検討の推進 | 地域のPPP/PFI力の強化 |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○コンセッション事業の具体化のため、重点分野における目標の設定 ○独立採算型だけでなく、混合型事業の積極的な検討推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○公共施設等総合管理計画・個別施設計画の策定・実行開始時期に当たる今後数年間において、国及び全ての地方公共団体で優先的検討規程の策定・運用が進むよう支援を実施 ・地域の実情や運用状況、先行事例を踏まえ、人口20万人未満の地方公共団体への導入促進を図るよう、分かりやすい情報の横展開 ・交付金事業等について、PPP/PFIの導入検討を一部要件化(公営住宅、下水道、都市公園、廃棄物処理施設、浄化槽) ・PPP/PFIの裾野拡大に向けて、地方公共団体の先導的な取組に対する地方創生推進交付金による支援やPPP/PFI導入に関する簡易検討マニュアルの周知等により地方公共団体の負担軽減を図る | <ul style="list-style-type: none"> ○インフラ分野での活用の裾野拡大 ○地域・ブロックプラットフォームを通じた具体的な案件形成、民間企業の参入意欲刺激 <ul style="list-style-type: none"> ・官民対話の普及推進(民間提案の積極的活用等) ・地域企業の事業力強化 ・PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度などを活用し、支援を強化 ○情報提供等の地方公共団体に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ワンストップ窓口制度、助言制度等の運用による支援強化 ・期間満了案件の検証 ○PFI推進機構の資金供給機能、案件形成のためのコンサルティング機能や地域再生法の特例(※)の積極的な活用 |
| <h3>公的不動産における官民連携の推進</h3> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の価値や住民満足度の向上、新たな投資やビジネス機会の創出に繋げるための官民連携の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・公園や遊休文教施設等の利活用推進 ・公共施設等総合管理計画・固定資産台帳の整備・公表による民間事業者の参画を促す環境整備 ・特に市場性の低い地域での優良事例の成功要素抽出・横展開 | | |
| <h3>その他</h3> <ul style="list-style-type: none"> ○キャッシュフローを生み出しにくいインフラに対する導入支援/検討 ○コンセッション事業を含むPFI事業の課題を整理し、制度的対応の必要性を検討 | | |

コンセッション事業等の重点分野

クルーズ船向け旅客ターミナル施設【3件：～令和元年度】、MICE施設【6件：～令和元年度】、公営水力発電【3件：～令和2年度】、工業用水道【3件：～令和2年度】
 空港(6件)、水道(6件)、下水道(6件)、道路(1件)、文教施設(3件)、公営住宅(6件)の6分野については、集中強化期間中の数値目標は達成。今後も引き続き重点分野とし、コンセッション事業の導入促進等を図る。

事業規模目標

21兆円(平成25～令和4年度の10年間)
 コンセッション事業7兆円、収益型事業5兆円(人口20万人以上の各地方公共団体で実施を目指す)、
 公的不動産利活用事業4兆円(人口20万人以上の各地方公共団体で2件程度の実施を目指す)、その他事業5兆円

※平成31年3月に国会に提出された地域再生法の一部を改正する法律案が成立した場合

事業規模集計(平成25～29年度)

| PPP/PFI推進アクションプランにおける 事業規模目標(H25～34年度:10年間) | | H25年度 | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | 計 (H25～29年度) |
|--|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-----------------|
| 類型Ⅰ コンセッション事業 | 7兆円(目標) | —円 | 0兆円 | 5.1兆円 | 0.5兆円 | 0.2兆円 | 5.7兆円 |
| 類型Ⅱ 収益型事業 | 5兆円(目標) | 0.4兆円 | 0.3兆円 | 0.9兆円 | 0.8兆円 | 0.8兆円 | 3.2兆円 |
| 類型Ⅲ 公的不動産利活用事業 | 4兆円(目標) | 0.3兆円 | 0.3兆円 | 0.3兆円 | 0.5兆円 | 0.7兆円 | 2.0兆円 |
| 類型Ⅳ その他PPP/PFI事業 (サービス購入型PFI事業等) | 5兆円(目標) | 0.6兆円 | 0.5兆円 | 0.5兆円 | 0.6兆円 | 0.7兆円 | 2.8兆円 |
| 合計 | 21兆円(目標) | 1.3兆円 | 1.0兆円 | 6.7兆円 | 2.4兆円 | 2.3兆円 | 13.8兆円 |

- 当該年度に契約締結した事業から見込まれる民間事業者の契約期間中の売上を一括計上(契約期間は10年を超えるものを含む)。
- 平成29年度において、類型Ⅰは5件(神戸空港、高松空港、浜松市下水道、旧奈良監獄、田川市芸術起業支援施設)の契約が締結され、約0.2兆円の事業規模となった。なお、平成27年度の5.1兆円のうち、5.0兆円は関西国際空港・大阪国際空港。

① 優先的検討の推進

優先的検討とは…

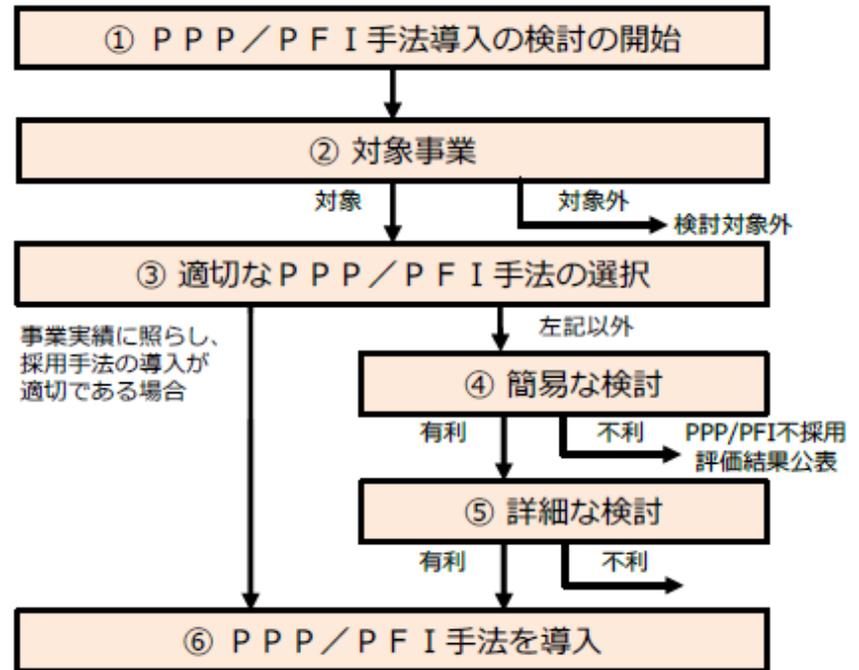
公共施設等の整備・運営等の方針を策定・見直しする際、公共自らが整備・運営等を行う従来型手法だけでなく、PPP/PFI手法についても検討し、最も効率的かつ効果的な手法の採用を図ること

優先的検討規程とは…

地方公共団体等が自ら設定した条件（金額基準等）を満たす事業について優先的検討を行うよう手続き等を定めた規程

- 国及び人口20万人以上の地方公共団体等に対して平成28年度末までの規程の策定を要請

<優先的検討のプロセス>



優先的検討規程について(国の例)

1府10省1庁では、原則、以下の事業を対象に、PFI導入検討に関する規程を策定

対象事業

対象事業は、次の①及び②など

- ① 民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が期待できる公共施設整備事業
 - ア 建築物等の整備・運営に関する事業
 - ・建築物の例：宿舎、事務庁舎等
 - イ 利用料金の徴収を行う公共施設の整備・運営に関する事業
 - ・利用料金の徴収を行う公共施設の例：空港、公園等
- ② 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業
 - ア 事業費の総額が10億円以上
 - イ 単年度の運営費が1億円以上

対象事業の例外

次の①～③のいずれかの事業は、優先的検討の対象外

- ① 既にPPP/PFI手法、市場化テストの導入が前提とされている事業
- ② 民間事業者が実施することが法的に制限されている事業
- ③ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある事業

①優先的検討の推進

(内閣府調べ)

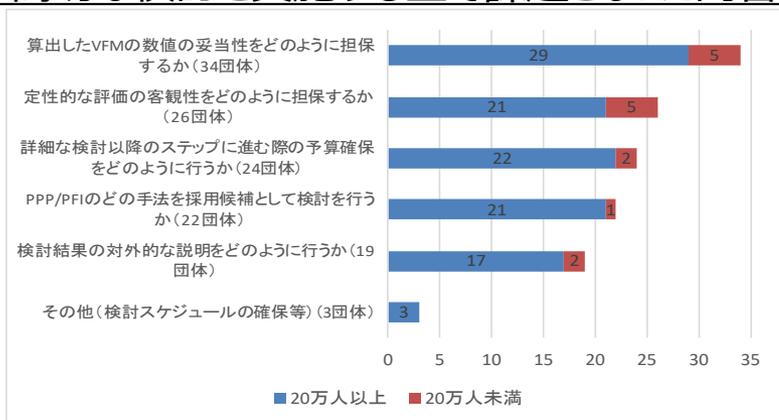
○H30.3末時点の優先的検討規程の策定・運用状況

(※) 優先的検討規程の策定前に案件の検討を開始した団体を含む

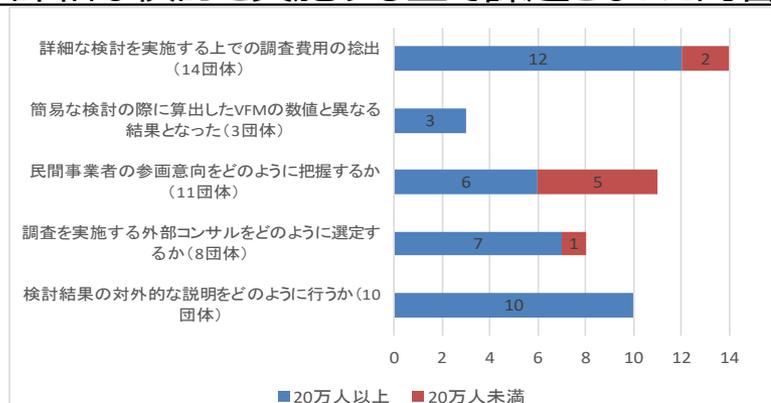
| 策定主体 | | 団体総数 | 規程策定済の団体数 | | 規程に基づきH29年度に 具体案件を検討した団体数(※) | 規程策定済または PFI実施経験を有する団体数 | |
|--------|---------------|-------|-----------|--------|---------------------------------|----------------------------|------|
| 国 | | 13 | 12 | 92.3% | 3 | 13 | 100% |
| 地方公共団体 | 都道府県 | 47 | 44 | 93.6% | 18 | 46 | 98% |
| | 政令市 | 20 | 20 | 100.0% | 14 | 20 | 100% |
| | 人口20万人以上の市区 | 111 | 78 | 70.3% | 30 | 94 | 85% |
| | 小計 | 178 | 142 | 79.8% | 62 | 160 | 90% |
| | 人口20万人未満の市区町村 | 1,610 | 35 | 2.2% | 8 | 177 | 11% |
| | 合計 | 1,788 | 177 | 9.9% | 70 | 337 | 19% |

✓ H25.6に掲げた「仕組みや体制の整備」について、H27.12の優先的検討規程の策定要請により実現。H30.3末までに一定程度の団体が策定。

○簡易な検討を実施する上で課題となった内容



○詳細な検討を実施する上で課題となった内容



※ 左右のグラフ共に、「PPP/PFI実施状況アンケート調査（H29.9）（P69参照）」より

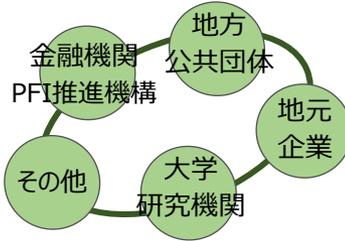
✓ 未策定団体も残っており、また運用時の課題（特に導入可能性調査の費用捻出）も確認されたことから、策定・運用に対する支援（情報提供や負担軽減策の検討等）に今後も取り組む必要。

②地域プラットフォームを通じた案件形成の推進

地域プラットフォームとは

地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場のこと

- * 複数の公共団体が参加する広域的なプラットフォームもあります
- * 大学、研究機関は参加しない場合もあります

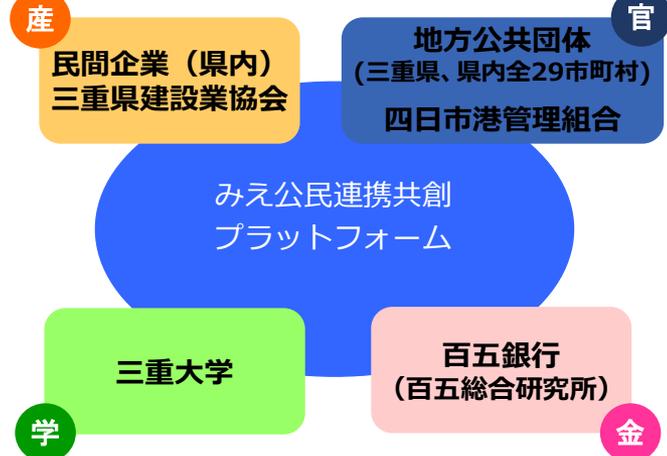


具体的な活動・取組

主な取組例

- セミナーを開催し、PPP/PFIの基礎的な内容や事例研究等について知識・ノウハウの習得を図る
- 具体のPPP/PFI候補案件について行政から情報を提供するとともに、その案件を題材として、意見交換会やワークショップ等による官民対話を行い、事業化への参考にする
- 地元企業がコンソーシアムを作りやすくなるように、セミナー等の後に交流会を行い、異業種間のネットワーク構築を図る など

地域プラットフォームのイメージ（例）



地域プラットフォームの例

盛岡市（岩手県）

公共施設マネジメントの最適な実施



富山市等（富山県）

公共施設の最適配置とコンパクトなまちづくりの推進



福井銀行等（福井県）

北陸新幹線開業等に伴う周辺開発への民間活力導入



滋賀大学等（滋賀県）

大学が主体となり、県と11市町村が参加する広域的取組



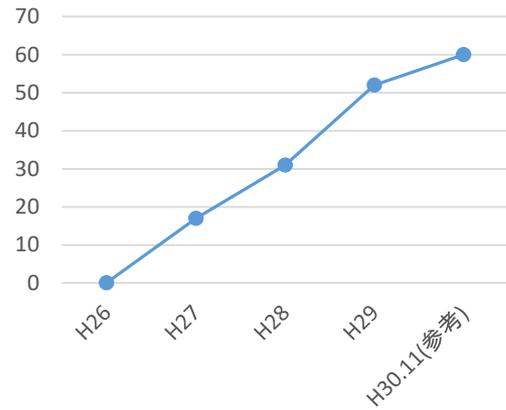
佐世保市（長崎県）

西九州部北部地域における将来的な広域連携の推進

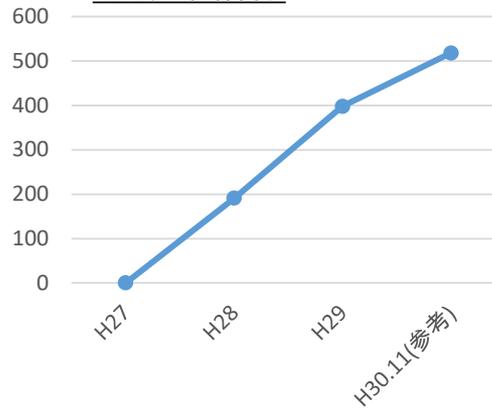


②地域プラットフォームを通じた案件形成の推進

①地域プラットフォーム形成数

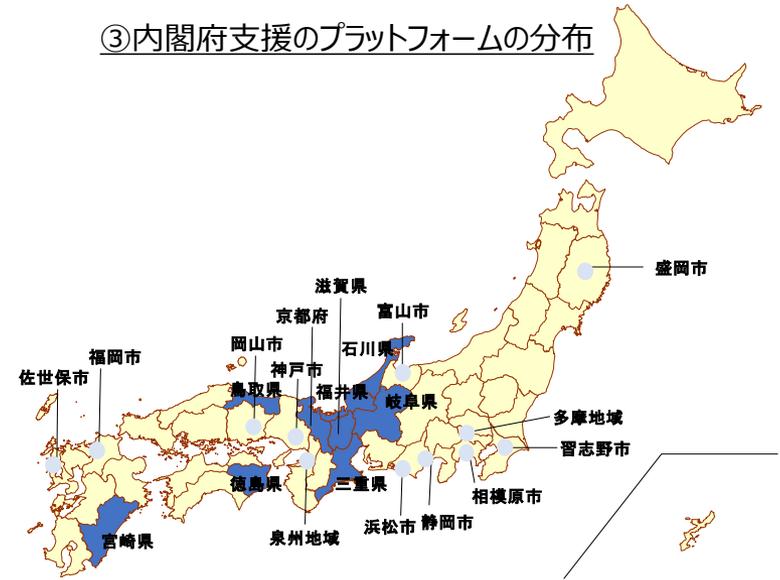


②ブロックプラットフォーム参加地方公共団体数



※①②共に、内閣府・国交省調べ

③内閣府支援のプラットフォームの分布



- ✓ 地域プラットフォーム形成数、ブロックプラットフォーム参加地方公共団体数は着実に増加。(①、②)
- ✓ 内閣府支援のプラットフォームは現時点で21地域で形成されている。但し、今後の案件が出た場合に地元企業と初期段階からコミュニケーションを図れるようなプラットフォームは限られている。(③)

○地域プラットフォームを継続的に開催していくための課題

内閣府の地域プラットフォーム形成支援は単年度支援のため、活動の継続・発展に向けては以下のような課題(意見)がある。

- ① 年複数回セミナー及び意見交換等を開催する際の講師招致に係る費用及び運営に係る費用負担
- ② 地域プラットフォームを通じて官民対話を含めた情報交換等を行った後の、PPP/PFI事業の企画・構想段階での事業化に至るまでの進め方に対する専門家の助言

- ✓ 地域プラットフォームを継続的に開催していく上で、講師招致に係る費用負担及び事業化に至るまでの進め方に対する専門家の助言が課題である。

水道法の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 関係者の責務の明確化

- ①国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- ②都道府県は水道事業者等(水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。)の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- ③水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

2. 広域連携の推進

- ①国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- ②都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- ③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

3. 適切な資産管理の推進

- ①水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- ②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- ③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- ④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

4. 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式。

5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制(5年)を導入する。

※各水道事業者は給水装置(蛇口やトイレなどの給水用具・給水管)の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

施行期日

公布の日(平成30年12月12日)から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日(ただし、3. ②は施行の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日まで、適用しない。)

- ① 交付金事業等についてPPP/PFIの導入可能性検討を一部要件化した事業分野を拡大
 - 一般廃棄物処理施設、浄化槽の追加（従前は公営住宅、下水道、都市公園の3分野）
 - 公営住宅分野において要件化の範囲を拡大（地域居住機能再生推進事業の新規採択事業について、三大都市圏に加え、政令指定都市で実施する場合を追加）

- ② PPP/PFI地域プラットフォームの強化による支援強化
 - 「PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度」などを活用し、地方公共団体や事業者などの支援を強化（地域金融機関、商工会議所等との連携強化、地域の事業者と専門家のマッチング支援など）

③ 地方創生に資するPPP/PFI事業の支援強化

- 「民間資金等活用公共施設等整備事業」を創設。地域再生計画に記載されたPPP/PFI事業について、地方公共団体がPFI推進機構にコンサルティング支援を依頼することが可能になる^(※)とともに、地方創生に資するプロジェクトとしてPPP/PFIの活用を図る、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組を地方創生推進交付金により積極的に支援

※ 平成31年3月に国会に提出された地域再生法の一部を改正する法律案が成立した場合

④ キャッシュフローを生み出しにくいインフラへの導入支援/検討

- キャッシュフローを生み出しにくいインフラに対してPPP/PFIの利用が進まない理由、効果的な普及策等を検討するとともに、各種支援制度を活用して導入を支援。また、成果に応じて委託費を変動させる仕組みについて海外事例の調査を行い、導入について検討

「PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度」の創設

概要

内閣府及び国土交通省は、地方公共団体を始め地域の関係者のPPP/PFIに対する理解度の向上を図るとともに、地域の様々な事業分野の民間事業者の企画力・提案力・事業推進力の向上やその能力を活用した案件の形成を促進するため、地域の産官学金が集まって、PPP/PFI事業のノウハウ取得や官民対話を含めた情報交換等を行う地域プラットフォームの代表者と協定を結び、活動を支援

協定内容

■対象となる地域プラットフォーム

○要件

- ・代表者に地方公共団体(都道府県、政令指定都市等)が含まれる
- ・代表者と同一の都道府県内の地方公共団体、金融機関、民間事業者等から、構成団体としての参加の希望があったときには、原則としてこれを認める 等

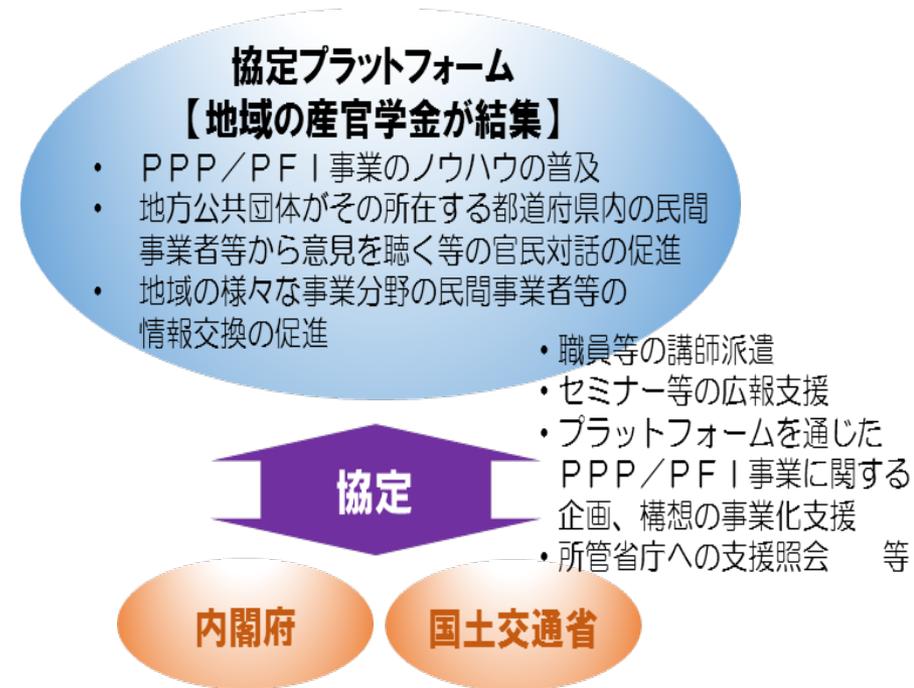
○次に掲げる機会を年1回以上提供

- ・参加者のPPP/PFI事業のノウハウ習得の機会
- ・地方公共団体とその所在する都道府県内の民間事業者等から意見を聴く等の官民対話の機会
- ・地域の様々な事業分野の民間事業者等の情報交換の機会

■支援内容

- 関係省庁の職員及び専門家を講師として派遣
- 地方公共団体が協定プラットフォームを通じて検討しているPPP/PFI事業に関する企画・構想の事業化を支援 等

【協定プラットフォームイメージ】



調査目的・これまでの経緯

府中市では、平成26年度より実施している「けやき並木通り周辺地区道路等包括管理委託(以下、「現行包括管理事業」という)」の効果を検証し、将来的な「包括管理事業」を検討した。

平成22年度：公共施設マネジメント白書策定

平成23年度：道路施設包括管理検討事業調査実施

平成24年度：府中市インフラマネジメント白書・計画策定

平成25年度：「現行包括管理事業」事業者選定

平成26年度：「現行包括管理事業」開始(～28年度末)

施設の概要

対象範囲面積：約18.8ha

対象道路：市道19路線

対象道路延長：3,464m

※対象位置は、「現行包括管理事業」の対象範囲を示している。

※本調査により、対象エリアを拡大し、将来的には市全域を対象とする。



調査結果

1. 「現行包括管理事業」の中間評価結果

中間評価結果より、次の課題が明らかになった。

- けやき並木(天然記念物)は、民間事業者ノウハウが活用できない
- 市が意図する要求水準が、事業者と共有できていない
- 性能発注の特性を活かしきれない部分がある

2. 包括管理事業の本格実施に向けた検討

中間評価結果を踏まえ、「包括管理事業」の事業手法を検討した。

【検討結果】

- 対象施設・作業を拡大、市内を複数分割して実施
- 業績を支払額に反映する仕組みを導入、適切なモニタリングを実施
- 任意事業として、収益事業を実施する仕組みを導入
- 地元企業の参入を促すため、入札時の評価基準を見直し、地元企業を対象とした情報共有の場の構築を支援
- 許認可や料金徴収業務を含む場合は、指定管理者制度。含まない場合は、包括的民間委託での導入を行う
- 財政削減効果は約7.4% (維持管理費削減率10%の場合)の見込み

【作成資料】

- 実施方針素案、業務要求水準書素案、モニタリング基本計画書素案

表「将来包括管理事業」の内容

| | | |
|------|----|---|
| 維持管理 | 道路 | 巡回業務、維持業務、事故対応業務、災害対応業務、苦情・要望対応業務、占用物件管理業務、法定外公共物管理業務 |
| | 公園 | 巡回業務、維持業務、補修・修繕業務、事故対応業務、災害対応業務、苦情・要望対応業務、ごみ回収運搬・処理業務 |
| 補修更新 | 道路 | 補修・更新 他 |
| 任意事業 | | ネーミングライツ、スポンサー制度、イベント等 |

3. 次期包括管理事業の具体化

平成28年度から開始を予定する「次期包括管理事業」の実施に必要な準備を行った。

【検討結果】

- 対象作業は修繕工事を含める
- 市内を複数分割し、現行「包括管理委託」範囲を含むエリアで実施
- 財政削減効果は5.7% (維持管理費削減率10%の場合)の見込み

【資料作成】

業務要求水準書(案)



図 次期包括管理事業イメージ



図 将来包括管理事業イメージ (維持管理・補修更新・公園管理業務を実施) 図 将来包括管理事業イメージ (維持管理・補修更新業務を実施)

今後の展望

● 今後の予定

【平成28年】

- 次期包括管理事業公募開始

【平成29年】

- 3月：現行包括管理事業終了
- 4月：次期包括管理事業開始

【平成32年】

- 3月：次期包括管理事業終了
- 4月：将来包括管理事業開始

● 包括管理事業の今後の展望

包括管理事業の今後の展望は、次のとおりである。

- 公園長寿命化計画と連動し、包括的に維持管理が可能な公園施設については、包括管理事業に含めることを再検討する
- 包括管理事業に含めることで、効率的・効果的な維持管理が可能になるものを追加し、拡大を図る
- 包括管理事業を徐々に拡大することで、更なる「市民サービス向上」「維持管理費削減」を目指す

アベイラビリティ・ペイメントの事例

2

橋梁迅速置換プロジェクト（米ペンシルベニア州）

（出典：米国政府運輸省）

<概要>

- 3年間で558基の橋梁の架け替えを実施する事業。架け替えに関する設計・建設・資金調達・保守を民間事業者が実施する。通行料は無料で、事業者は業績に応じてマイルストーン・ペイメント、アベイラビリティ・ペイメントを支払う。
- 多数の大きさや特徴が似た橋梁の修復事業をひとつにまとめてロットを大きくすることにより、様々な企業が参加できる規模の案件化に成功したほか、設計・建設業務と既成建材の利用を実現し、効率化と迅速化、コスト削減を図った。

○基礎情報

・当事者

公共側：Pennsylvania Department of Transportation (Penn DOT)

民間側：Plenary Walsh Keystone Partners

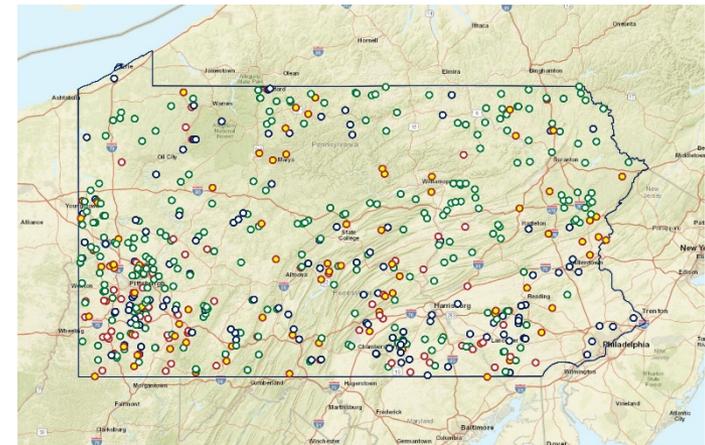
・総事業費：1,119 million US\$

・事業方式：DBFM（設計・建設・資金調達・管理）方式

・契約期間：28年（2015年契約、建設3年+管理25年）

・背景

ペンシルベニア州では3,500近くの修復が必要な橋梁がある一方、財源不足を理由に対策が進んでいなかったことから、民間の資金・ノウハウを活用するPPP手法で整備したもの。



（出典）Penn DOT, P3 Rapid Bridge Replacement Project Map

○アベイラビリティ・ペイメント方式の特徴と効果

- ・ 契約締結時に、モビリゼーション・ペイメント（支度金）として1,500万ドルを支払い、業務開始許可の1年後から半年に一度、6分割にてマイルストーン・ペイメント（最大2億1,000万ドル）を支払う。設計・建設部分については実費が支払われるが、基準違反と交通非稼働時間に基づき減額がなされる。
- ・ 一方、アベイラビリティ・ペイメントとしては、全体のうち50基の建設が完成した時点で一時金として3,580万ドルが支払われるほか、完成した橋梁の数や減額要因などを考慮しつつ、毎月分割で約6,000万ドル/年が支払われる。
- ・ 同プロジェクトの影響から、後に同州ノースハンプトン郡で33基の橋梁修復DBFM（建設4年+管理10年）も立ち上げられた。

「PPP／PFI導入可能性調査簡易化マニュアル～公共施設の空調整備・更新等事業を例として～」 (平成31年3月 内閣府民間資金等活用事業推進室)【概要】

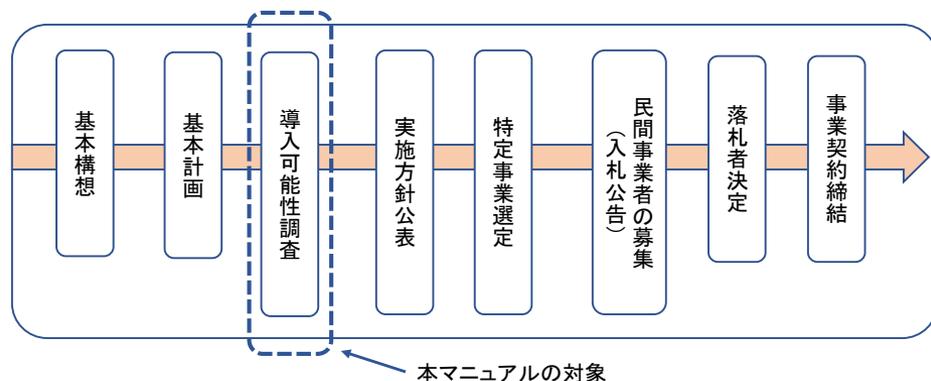
主旨

PFI事業の手続きについては、平成26年6月に「地方公共団体向けサービス購入型PFI事業実施手続 簡易化マニュアル」が策定されるなど、手続きの簡素化が図られてきたところであるが、地方公共団体職員等より、未だに「導入可能性調査等の費用の捻出が難しい」、「PFI事業は時間がかかる」などの負担軽減を求める声が多く聞かれる。

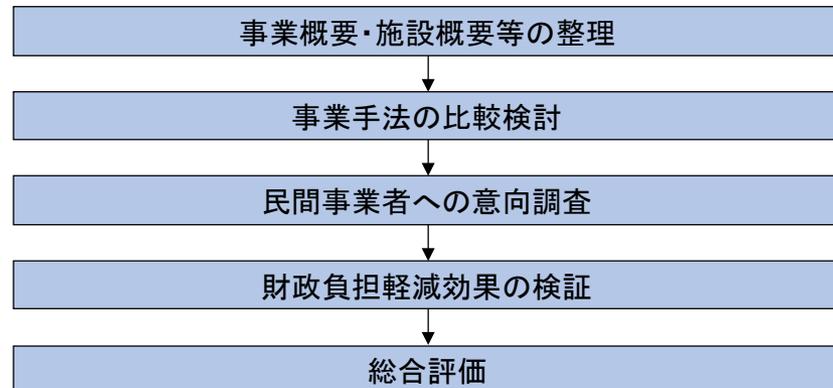
本マニュアルは、そういった声を踏まえ、地方公共団体等の更なる負担軽減を図ることを目的とし、事業実績が多く、維持管理等に定型的な部分が多い「公共施設の空調整備・更新等事業」を例として、より簡便なPPP/PFIの導入可能性調査の手法について、民間資金等活用事業推進委員会事業推進部会で検討を行いとりまとめたものである。

本マニュアルでは、コンサルタントへ外部委託することの多い導入可能性調査を、地方公共団体職員が自ら行うことが可能となる手法（VFM評価の簡易化等）を念頭に取りまとめられている。

■PFI事業実施手続きにおける本マニュアルの対象

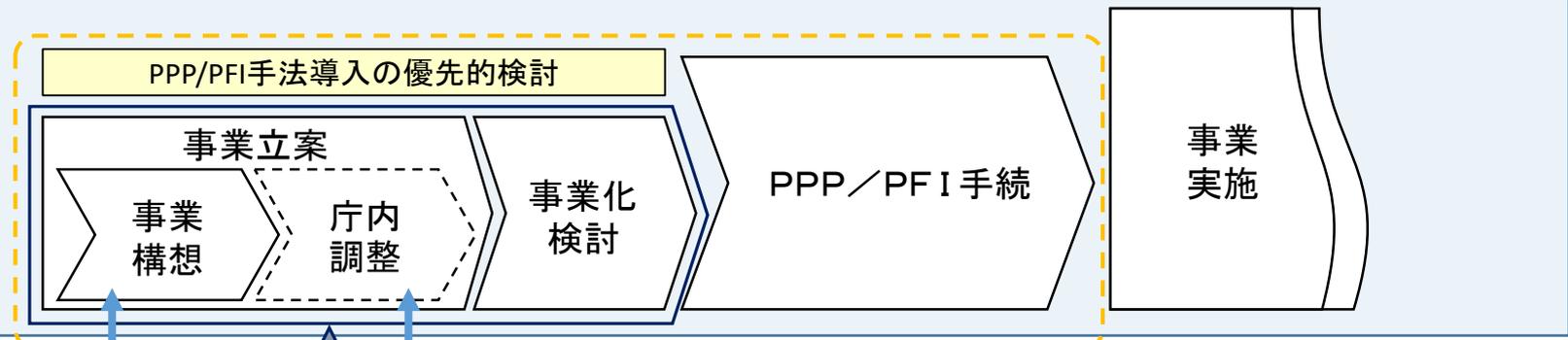


■本マニュアルの検討のフロー



内閣府PFI推進室の支援

事業の段階



②優先的検討規程運用支援

PPP/PFI手法の適用を従来手法に優先して検討する規程を策定・運用して、実際の事業を進捗させようという段階を支援

④新規案件形成支援

PPP/PFI事業の導入検討段階で、事業の実現性の明確化や今後の方向性を提示することにより新たなPPP/PFI案件の形成を支援

⑤高度専門家による課題検討支援

※コンセッション事業等 高度な知見を必要とするもの
 コンセッション事業等を検討している地方公共団体等に対し、法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有する専門家を派遣し、情報提供、助言等の支援を実施

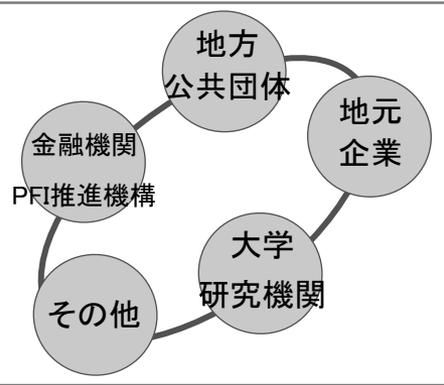
③民間提案活用支援

PPP/PFI事業の実施にあたり、PFI法に基づく民間提案の制度を活用し、民間事業者のアイデアや能力を事業に導入していく取組について支援

①地域プラットフォーム形成支援

地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場（地域プラットフォーム）の立ち上げや運営を支援

地域プラットフォームに寄せられる案件候補情報のうち、横展開の可能性が高いものについては、サウンディング調査はじめ案件形成に資する支援を併せて実施



【参考】民間資金等活用事業推進室ホームページについて



【基礎編】

- 目的別インデックス
- PPP/PFIとは
- PFIの現状
- PPP/PFI推進の意義
- PPP/PFI推進アクションプラン
- コンセッション事業
- PPP/PFI事業の事例紹介
- 各省庁等の取組み
- 用語集

【実務編】

- PPP/PFIに関する支援
- PPP/PFI優先的検討
- PPP/PFI地域プラットフォーム
- PPP/PFI推進の意義
- PPP/PFI推進アクションプラン
- PFI事業導入の手引き
- PFI手続の簡易化
- PFI関連法令・ガイドライン等
- 各種調査報告
- PFI推進機構の紹介

詳細については右記を御参照ください ●PPP/PFI推進室HP:

<http://www8.cao.go.jp/pfi/index.html>

【参考】政府インターネットテレビによる広報

○公共施設の老朽化や少子化による廃校等の状況を踏まえ、「官と民の連携」により効率的で質の高い公共サービスの提供が可能となるという観点から、PFIの解説や各種事例を紹介

- 福岡県大牟田市と熊本県荒尾市の水道事業の事例
- 新潟県聖籠町の廃校のサッカーカレッジとしての活用事例
- 岡山県津山市の焼却施設の集約化に関する事例 等

政府の動きや政府の重要政策を動画で紹介します。
政府インターネットテレビ [TOPへ戻る](#) [動画をご覧になるには](#) [よくある質問](#) [English](#)

番組検索 [検索](#) [+ カテゴリから選ぶ](#)

**徳光・木佐の知りたいニッポン～廃校がサッカーの専門学校に！
民間アイデア続々公共サービスの新しいかたち**

徳光&木佐

番組一覧

徳光・木佐の知りたいニッポン～言葉の壁がなくなる！？
ここまで進んだおもてなし
(19分20秒)

徳光・木佐の知りたいニッポン～廃校がサッカーの専門学校に！
民間アイデア続々公共サービスの新しいかたち



内閣府 民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI推進室）

〒100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎中央合同庁舎第8号館14階

TEL : 03-6257-1654

FAX : 03-3581-9682

URL : <http://www8.cao.go.jp/pfi/>